

第48回

埼玉県消費者大会

つながろう
ふみだそう
持続可能な社会に向けて



昨年の消費者大会より

日 時	2012 年 10 月 12 日（金）全体会 10:30～12:30 分科会 13:30～15:45
会 場	埼玉会館 大ホール・小ホール・会議室
主 催	第 48 回埼玉県消費者大会実行委員会
後 援	埼玉県

第 48 回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体名簿

【大会役員】 実行委員長 滝澤 玲子（埼玉県生協ネットワーク協議会）
 副実行委員長 隈本 敦子（埼玉公団住宅自治会協議会）
 事務局 長 岩岡 宏保（埼玉県消費者団体連絡会事務局長）

団 体 名	代表者名
埼玉県地域婦人会連合会	柿沼 トミ子
新日本婦人の会埼玉県本部	加藤 ユリ
埼玉県生活協同組合連合会	伊藤 恭一
埼玉母親大会連絡会	宮前 やす
埼玉公団住宅自治会協議会	佐藤 利彦
埼玉県生協ネットワーク協議会	滝澤 玲子
コーペル	奈良原ノブ子
生活協同組合さいたまコープ	佐藤 利昭
生活協同組合パルシステム埼玉	坂本 美春
医療生協さいたま生活協同組合	神谷 稔
さいたま住宅生活協同組合	本山 豊
埼玉県労働者共済生活協同組合（全労済）	片山 修三
J A 埼玉県女性組織協議会	見川 せつ子
埼玉県農民運動連合会	立石 昌義
N P O 法人埼玉消費者被害をなくす会	池本 誠司
埼玉県消費生活コンサルタントの会	小島 裕子
春日部市くらしの会	齋藤 恂子
加須市くらしの会	杉沢 正子
久喜市くらしの会	宮内 智
志木市くらしの会	木下 里美
白岡市くらしの会	川嶋 ヒロ子
越谷市消費生活研究会	中村 千代子
さいたま市消費者団体連絡会	久慈 美知子
所沢市消費者団体連絡会	河村 フクエ
埼玉県西部地区消費者団体活動推進世話人会	星川 一恵
朝霞市くらしの会	吉田 裕子
新座市くらしの会	柏葉 操

も く じ	大会プログラム	1	分科会資料	22
	基調報告	3	実行委員会参加団体紹介	41
	県への要請書	13	資料編：市町村における消費生活	
	大会アピール（案）	21	関連事業調査の結果報告	51

大会プログラム(全体会)

開場：10時00分 開会：10時30分 閉会：12時30分

- 10時30分 開会（司会）
川上 豊子 さん （埼玉母親大会連絡会）
中村 千代子さん （越谷市消費生活研究会）
- 10時32分 フラダンス
「ポハイケアロハ」「涙 そうそう」
（新日本婦人の会フラダンスサークル）
- 10時45分 主催者挨拶
滝澤 玲子 実行委員長
- 10時49分 基調報告、埼玉県への要請
岩岡 宏保 事務局長
- 11時06分 来賓挨拶
上田 清司 さん （埼玉県知事）
- 11時14分 実行委員会団体紹介
- 11時20分 記念講演

『私たちが選ぶ日本のエネルギー』
～原子力の危険も温暖化も防ぐ道～
浅岡 美恵 さん（弁護士・NPO法人気候ネットワーク代表）
お願い：講演中の録音、写真・ビデオ撮影はご遠慮下さい。
- 12時25分 大会アピール採択
小田 好美 さん （生活協同組合さいたまコープ）
- 12時30分 閉会

お願い：会場内では携帯電話の電源はお切りください。開演中の飲食はご遠慮ください。

オープニング

フラダンス

新日本婦人の会 フラダンスサークル

1. ポハイケアロハ

2. 涙 そうそう



新日本婦人の会フラダンスサークルは、会の要求別小組として発足して7年になります。旧浦和市内3か所の会場で約50名の会員が練習に励んでいます。会の行事に出演する他、他団体の催し物や地域の公民館の文化祭、グループホームなどにも積極的に参加しています。6月には横浜開港祭「アロハフラバッシュ in よこはま」に出演しました。「平和だからこそフラダンスが踊れる」をモットーに活動しています。

指導者の藤田史津子さんは仕事をしながらフラダンスを極め、退職後フラダンス小組を指導していただいています。私たちは先生の素敵な踊りに魅了され、先生の様に踊れるよう練習に励んでいます。



新日本婦人の会 浦和支部
さいたま市浦和区仲町 2-14-11
ゆないてい浦和
電話 048-822-2597
FAX 048-822-2598

新日本婦人の会は、くらしや環境、平和、男女平等など女性の願い実現のために運動し、全国で活動している国連 NGO の女性団体です。女性運動の先駆者平塚らいてうや童画家いわさきちひろなど32人の呼びかけで創立し、今年10月19日に創立50周年を迎えます。昨年おきた東日本大震災では、いち早く会員や街頭で救援募金や支援物資を呼びかけて、被災地におくりました。ボランティア活動にも参加しています。

大会スローガンと基調報告

「つながろう、ふみだそう、持続可能な社会に向けて」

I. 安心してらせる社会を実現していきましょう。

1. 生活保障とは、雇用と社会保障を結びつけることです。

- (1) 人々の生活が成り立つためには、一人ひとりが働き続けることが出来て、また、何らかのやむを得ない事情で働けなくなった時に、所得が保証され、あるいは再び働くことが出来るように支援を受けられることが必要です。
- (2) 日本は、企業の正規雇用や安定した家庭の存在を前提に、所得の保障や福利厚生を提供、こどもの育成・教育、高齢者の介護などを企業や家族が担ってきました。国は、高齢者に向けて年金などの制度を整える以外は、生活保護といった最終的なセーフティーネットを提供することが責務でした。
- (3) しかし、3割以上が非正規雇用、長引く不景気や少子化、独身者の増加などで、その根幹が揺らいでいます。安定した雇用の創出なくしては、安心してらせる社会を創っていくことは出来ないと考えます。
- (4) 若者の雇用安定が強く求められています。若者（15～34歳）の正規雇用は、ここ15年間で3割減となっています。同時期のこの年齢層の人口は男女ともに2割減です。完全失業率（男女計）も15～24歳が6.7%から8.2%に、25～34歳が4.2%から5.8%に上昇しています。全体の失業率は4%台。一方、雇用保障政策のGDP比は、ドイツ・フランス・スウェーデンは2%台ですが、日本は1%に遠く及ばない状況です。

2. 生活保護は、保護を受けるべき人が正しく受けられることを大切にしていましょう。

- (1) 2012年5月末時点の受給者数は、211万816人。今年度の給付総額は3兆7000億円を超える見通しであり、この5年間で1兆円増えています。
- (2) しかし、国民に占める受給者の割合は、ドイツ9.7%、英国9.3%、フランス5.7%、スウェーデン4.5%、日本1.5%、と日本は先進各国との比較では低くなっています。
- (3) 2010年度の不正受給は2万5355件、総額128億円以上となっていますが、上記と比較して率にすると件数1.26%、額0.35%です。「受給者が増えた原因は不正受給の増加ではない」と言えます。
- (4) 「夫の暴力から逃げ生活保護を申請、まだ離婚していないからと扶養義務者である夫へ役所が連絡をとり居場所を知られてしまった」「息子の勤め先に調査が来るのではないかと心配で申請を断念」などの事例が報道されています。制度運用の努力の方向は、生活保護を必要としている人が適正に受けられることと考えます。

3. 賃金・収入が減り、格差・貧困が広がっています。

- (1) 日本では、資本金10億円以上の企業が保有する内部留保（連結ベース）が2010年度は266兆円に達し、2000年度約172兆円から10年間で約90兆円増えている一方、民間企業労働者の年間平均賃金は、2000年の461万円から2010年には412万円へ、約50万円減少しています。消費者・県民にとって、生活はきびしさを増しています。

- (2) 3人に1人以上が非正規雇用、年収300万円未満は全世帯の32%、年収200万円未満は1,000万人（5年連続）など格差が広がっています。
- (3) 預金ゼロの家計の割合は、2011年には29%で実に3世帯に1世帯近くが「無金融資産」階層になっています。統計が始まった1963年は22.3%で経済成長とともに減り続け、1987年には3.3%まで下がりました。しかし、慢性デフレが始まった1998年に再び2桁台に上昇して以来、比率は上がり続けています。
- (4) 日本の子ども（18歳未満）の貧困率は14.9%で、先進35カ国のうち悪い方から9番目となっています。

4. 安定的雇用が崩れる中、社会保障制度の不十分さが現れてきています。

- (1) 経済的理由から受診手遅れとなり死亡した人は2010年で67人にのぼりました。これは「氷山の一角」であり、全国で5,500人に達する推計もあります。「保険証1枚で誰もがどこでも医療を受けることができる」という「国民皆保険」の仕組みが機能不全に陥っています。「お金の格差」が「命の格差」につながる状況を転換することは急務です。
- (2) さいたま市で親子3人が餓死しました。全国の餓死者はバブル崩壊後の1995年に前年の約2.8倍の58人に急増。2010年までの30年間の餓死者数は1,331人に達しています。行政や地域社会のセーフティーネットから、何らかの理由でこぼれ落ちていた可能性が指摘されています。
- (3) 自殺者は2年連続減少ですが2011年度は3万651人となり、1998年から14年連続で3万人を超えています。就職活動の失敗を苦に10～20歳代の若者が自殺するケースが目立ち、大学生の自殺者は前年比101人増の1,029人で、1978年調査開始以降初めて1,000人を超えました。

5. 急速に進む高齢化と介護保険料の上昇、老後の安心が強く求められています。

- (1) 2010年国勢調査では、全国の65歳以上の高齢者のみ世帯が1,000万世帯を超え、「一人暮らし」＝独居老人世帯も500万世帯を超えています。
- (2) 埼玉県内の65歳以上の高齢者は145万人、高齢化率過去最高の21%です。県内の高齢者人口の増加率推計を2005年から見ると2015年までの増加率は54.9%（全国平均31.6%）、2025年まで73.3%（同41.6%）、2030年まで76.8%（同42.8%）であり、全国1番です。
- (3) 政府広報では、1965年は現役9人で高齢者1人を支え（胴上げ型）、現在は3人で（騎馬戦型）、2050年は1人で（肩車型）としていますが、総人口と労働力人口の比率（厚労省試算）で見ると労働力人口割合は、1965年48.7%、2012年51.1%、2030年53.0%と過去も現状も将来も大きく変化しないどころか、増加傾向とも言えます。
- (4) 2012年4月から介護保険料は、介護利用者増や介護報酬の1.2%引き上げなどに伴い65歳以上が支払う保険料は全国平均で月4,160円から5,000円前後に上昇しました。40～64歳の保険料は181円上がり平均月4,697円（労使合計分）になっています。
- (5) 「社会保障と税の一体改革」の名の下に消費増税法が成立しました。しかし、同時に「成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分する」と言う付則が確認され、10年間で100～200兆円を投資していく構想もあり、「公共事業と税の一体改革」だとの批判も出ています。また、2013年度予算の概算要求基準では「社会保障看板倒れ」「公共事業は温存」などの報道もされています。

6. 日本の将来を考えると、少子化対策、子育て支援は、急務です。

- (1) 2011 年の合計特殊出生率は、前年と同じ 1.39 でした。2005 年を底（1.26）に上昇傾向が続いていたましたが、ここへ来て回復の歩みは鈍くなっています。2020 年代前半は 1.33 程度、その後は 1.35 前後で推移する見通しです。2011 年は最低の出生数で 105 万 698 人（前年比 2 万 606 人減）でした。
- (2) 2011 年の第一子の出産時の母親の平均年齢は 30.1 歳と 30 歳を越しました。1975 年は 25.7 歳、2005 年は 29.1 歳、2010 年は 29.9 歳でした。平均初婚年齢は男性が 30.7 歳、女性が 29.0 歳、ともに前年を 0.2 歳上回り、過去最高となっています。
- (3) 2000 年から 10 年間で、子育て世代の年間の可処分所得は、29 歳以下で 25 万円、30～39 歳で 22 万円、それぞれ大幅に減少しています。出産で退職する女性が 6 割にのぼり、30 歳代男性の約 20% の人が週 60 時間以上も働くという職場と労働の是正が急務です。
- (4) 20～30 歳代の未婚者のうち将来結婚したいと考えている人の割合は男性 83%、女性 90% に及びます。年収 300 万円以上の 20～30 歳代の男性既婚者の割合は 3～4 割ですが、300 万円未満は 1 割ほどで、「結婚に年収 300 万円の壁がある」と言われています。
- (5) 50 歳時点で一度も結婚したことがない人の割合である生涯未婚率（2010 年時点）は、男性 20.1%、女性 10.6% と、初めて男性が 2 割台、女性が 1 割台に達しました。30 年前より男性が約 8 倍、女性が 2 倍以上に増えた計算になります。
- (6) 保育所入所の全国の待機児童は、2011 年 10 月 1 日現在 48,356 人で、前年同月より 2,298 人、5.0% 増加しています。その半数超は、大都市部（埼玉・千葉・東京・神奈川・京都・大阪・兵庫）に集中しています。
- (7) また、学童保育の待機児童は、自治体が把握しているだけで全国に約 7,400 人います。学童保育の利用が保育所を利用した子の 6 割程度にとどまり、潜在的な利用ニーズはもっと高いとの指摘もあります。
- (8) その様な状況にも関わらず、少子化対策など家庭支援策の支出は、日本は国内総生産（GDP）比で 0.8% ほどです。これに対し、少子化対策などに熱心なスウェーデンやイギリスは 3% を超えています。日本の社会保障支出は、GDP 比 20% 程度で、30% 前後のデンマークやフランスなどと比べて低い状態です。
- (9) また、教育機関への公的支出の対 GDP 比（2006 年：OECD）を見ると、日本は 3.3% であり、デンマーク 6.7%、スウェーデン 6.2%、イギリス 5.2%、アメリカ 5.0%、ドイツ 4.1% などに比べ低くなっています。少子化・子育て・教育などへの社会的給付を高めていくことが求められています。

Ⅱ. 持続可能な社会づくり。反核・平和の取り組み。

1. 「国連持続可能な開発会議（リオプラス 20）」が 2012 年 6 月 20～22 日にブラジル・リオデジャネイロで開かれ、地球環境保全のために国際社会が達成すべき数値目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」を 2015 年までに策定することで合意しました。

- (1) 国連が 2000 年に「ミレニアム宣言」を採択しています。この間、飛躍的な進歩があったことも事実です。極度の貧困にあえぐ人口は 2010 年までに半減し、新たに 5,200 万人の子どもが小学校に通えるようになりました。
- (2) しかし、水道がないため、水を汲むために毎日長時間歩いている人たちが多くいます。世界には学校に行けない子どもが 1.1 億人以上います。15 歳以上の 4 分の 1 の人が読み書きができません。

- (3) 「先進国の子どもは発展途上国の子どもに比べて 30～50 倍も多くの水を消費している」「13 億人が依然として貧困状態に置かれている」など、20 年間の世界の変化は「貧富の差埋まらず」の状態です。世界の CO₂ 排出量は、1990 年と比べ約 4 割も増加しました。新興国の急増分が大きく影響しており「温暖化、森林減少」も止まっていません。
- (4) 世界のお金持ちベスト 3 の所得と、アフリカで最も貧しい 48 カ国の所得は同じと言われています。飢餓や貧困を終わらせるためにお金が足りないわけではありません。
- (5) 再生可能エネルギーの研究や自然環境の再構築、廃棄物削減事業など環境分野の雇用促進、環境対策への投資など、環境問題への取り組みを経済の中心に据えることで、経済発展と環境保全の両方の課題を同時に解決することを目指す「グリーン経済」への移行を促進していきましょう。

2. 自然との共生にも目を向けていきましょう。

- (1) IUCN（国際自然保護連合）では、絶滅の危機に瀕している世界の野生生物のリスト「レッドリスト」を作成しています。このリストには現在、1 万 6000 種もの野生生物が名を連ねています。これまでに存在が知られている生物の全種数は、およそ数万種といわれていますが、そのうち哺乳類は 5,491 種、鳥類は 10,027 種を占めています。
- (2) そのうちの 1,000 種以上がリストアップされ、分類群全体の 1～2 割が危機に瀕していることになります。また、現時点で調査が十分に行われていない、魚類や無脊椎動物などについても、今後研究が進めば、より多くの種の危機が明らかになる可能性があります。適合力の弱い種から絶滅の危機にさらされることになりますが、世界の森林面積の減少や地球温暖化など、人類にとって、今日的にも将来的にも影響が及ぶことへの警鐘と受け止めなければなりません。

3. 反核・平和なくして、持続可能な社会は維持できません。

- (1) 米英口仏中の 5 ヶ国に核兵器保有を認めている核不拡散条約（NPT）を超えた新たな枠組みの一つとして、核兵器の使用、開発、威嚇、実験などを禁止し、保有国に廃棄を義務付ける核兵器禁止条約（NWC）の締結が求められています。
- (2) 平和市長会議は、広島市、長崎市が中心になって 1982 年に設立し、2012 年 5 月 1 日現在 153 カ国・地域の 5,000 を超える都市や自治体（国内では 1,146）が加盟しています。
- (3) 都市と都市とが緊密に連帯して、核兵器のない平和な世界を実現する活動を進めています。その具体的な活動の一つが、2020 年までの核兵器廃絶を目指す「2020 ビジョンキャンペーン（核兵器廃絶のための緊急行動）」です。
- (4) 先ずは、2010 年 5 月に開催された NPT（核不拡散条約）再検討会議の「核兵器のない世界を達成する目標を追求する」という議決の実行が求められます。また、日本政府が、真の「非核三原則」（核兵器をつくらず、持たず、持ち込ませず）を実現し、核兵器廃絶の先頭に立つことが国際社会の中で唯一の被爆国としての責務です。

4. 2012 年 5 月 15 日、沖縄返還 40 年を迎えました。

- (1) 沖縄の基地の比重は、国土面積の 0.6%の沖縄に、全国の米軍基地施設面積の 74%が集中し、沖縄本島の 18.4%を米軍基地が占めています。日本が主権を回復した 1952 年（サンフランシスコ平和条約）、国内の米軍基地の 9 割は本土にありました。
- (2) その後、沖縄への移転、本土内での集約が進み、1972 年の復帰時には 59%が沖縄に、

今は 74%で、「基地の中に沖縄がある」とも言われています。

- (3) 朝日新聞と沖縄タイムスの 2012 年 4 月の共同世論調査では、米軍基地が減らないのは「本土による差別だ」との回答が、沖縄で 50%に上っています。毎日新聞と琉球新報の共同世論調査では、沖縄の米軍基地集中について沖縄の 96%が「不平等だ」と回答、全国では 33%。普天間基地移設は、「県外」「国外」「撤去」の合計が沖縄 89%、全国 63%と、本土と沖縄の意識の隔たりも起きています。
- (4) 1972 年 5 月 15 日の「核抜き・本土並み」の返還は、「本土と同じく米軍への基地提供を定めた日米安保条約を沖縄に適用する」ことが「本土並み」の意味でした。「核抜き」は、1969 年 11 月にアメリカ大統領と日本総理大臣が復帰後の沖縄への核兵器持ち込みを認める密約に署名していました。
- (5) 「普天間基地」「オスプレイ」など、考えなくてはならない課題は目白押しです。平和について、学習を深め、必要な発信をしていきましょう。

5. 競争原理の市場主義経済を目指すのか、協力原理の福祉国家を目指すのか。

- (1) 2008 年秋の世界金融危機への対応の結果残された膨大な政府債務によって、世界経済は再び危機に陥っています。ギリシャ、イタリア、スペインなど欧州各国の財政危機は、国債の下落とそれを保有する欧州系銀行の経営破綻を招き、金融機能の世界的な麻痺につながりかねない様相となっています。
- (2) 欧州危機の影響で、アジア新興国でも輸出の減速、資本流出の兆しが出てきており、バブルの崩壊が懸念されています。貿易、為替、金融を通じて、日本経済にも影響が及びつつあります。規制緩和と緊縮政策ではなく、雇用を増やし経済成長を図りながら財政危機を打開する方向が求められています。

Ⅲ. 東日本大震災と東京電力福島第一原発事故。

1. 引き続き、支援に取り組みしましょう。

- (1) 東日本大震災は、地震と津波により、15,000 人を超える死者、3,000 人を超える行方不明者、約 55 万人の避難者、30 万棟を超える家屋被害、被害金額 16.9 兆円など多くの被害を受けました。
- (2) 東京電力福島第一原発事故では、計画的避難区域を含む避難指示は 11 市町村で出され、「自主避難」を含めると約 16 万人の方々が、避難生活を強いられています。「5 年以上は戻れない」とされる帰宅困難区域（年 50 ミリシーベルト超）は、7 市町村、約 2 万 2,000 人に及んでいます。
- (3) 除染作業は遅々として進まず、除染が進まなければ、5 年後に 3 割の人が自宅に戻れず、10 年後も 2 割近くの人が帰還できない、という予測が政府から出されている状態です。除染作業後の汚染廃棄物の保管場所の見通しもたたない状況です。
- (4) 食の安全は、放射能汚染が最も大きな関心事になっています。今後数十年続く、国民として体験したことのない大きな状況変化の中、「4 月 1 日からの新基準」「学校給食での検査や扱い」「正確で迅速な情報提供」「汚染マップ作成」「除染」「検査機器の準備と検査方法の全国での統一的運営」など多くの力を注がなければならない課題が山積みです。
- (5) 国や東京電力がきちんと責任を果たしていくこととは、単に金銭的補償をすれば良いものではありません。「被害をもたらした責任を明確にすること」「たとえ不可能だとしても被害を受ける前の状態に戻すこと」「同じ被害を再び生み出さないこと」の三つが満た

されることが必要と考えます。

2. 「原発のない社会をめざす」ことは国民の明確な意思です。国は原発ゼロへの行程を明らかにし、合わせて再生可能エネルギーを積極的に増やす施策を強めることを求めます。

- (1) 政府は、2030 年の原発依存度「0%」「15%」「20～25%」の 3 案を示し、2012 年 7～8 月に国民の声をききました。「原発ゼロ」支持が討論型世論調査 47%、意見聴取会 68%、パブリックコメント 90%と最多となりました。毎週金曜日に国会周辺で繰り返されているデモは全国にも広がり、国民の「原発ゼロ」の声が高まっています。
- (2) 政府は多くの国民が反対する中、「電力不足」予測を理由に関西電力の大飯原発を再稼働させましたが、最大需要は大阪市の日中最高気温 36.7 度に達した 8 月 3 日午後 2 時台の 2,682 万 kW で、ピーク時の供給電力 2,999 万 kW、大飯原発 236 万 kW、原発なしでも 81 万 kW の「余裕」の結果となりました。
- (3) 地球規模で見ると、2004 年頃を契機として、風力発電も太陽光発電も倍々ゲームで拡大しています。風力発電は、2009 年には、新規に設置された規模が 3,800 万 kW に達し、原発 38 基分の設備容量に匹敵する風力発電が 1 年間だけで新設された。2010 年は 3,500 万 kW となっています。また、太陽光発電は、2009 年に原発 10 基分の設備容量に匹敵する 1,000 万 kW、2010 年は 16 基分に匹敵する 1,600 万 kW が新しく作られました。一方、原子力は 2000 年代をとおして見ると純減しています。
- (4) 再生可能エネルギーの市場規模は、2000 年の時点では世界全体で 1 兆円でしたが、2010 年には 22 兆円市場に、わずか 10 年間で 20 倍になりました。
- (5) 国の政策次第で再生可能エネルギーの比率を短期間で高めていくことが可能と考えます。脱原発は、福島原発事故以降は、国民の明確な意思と言えます。
- (6) 政府は、「原発ゼロ」政策について当初の「2030 年」を「2030 年代」に、しかもその期限を「決定」でなく「目標」にし、同時に「核燃料サイクル政策」と「建設中の 3 原発」は予定通り実施や建設を継続し、閣議決定から「原発ゼロ」の文言を外し、「戦略を踏まえ、不断の検証と見直しを行なう」として閣議決定しました。世論を無視していると思えません。「原発ゼロ」の道筋が明らかになるように、更に取り組みを強めていかなければなりません。

3. 東京電力の値上げ申請は、申請通りには、とうてい認められません。

- (1) 火力発電の燃料費が、貿易統計の平均価格に比べて割高です。東電は 2012～2014 年度平均価格として、原油は 1 バレルあたり 123.98 ドルとしましたが、貿易統計の 2012 年 1～3 月の平均価格より 5.9% 高く、同様に、石炭は 2.0% 割高、LNG は 1.7% 割高です。
- (2) 単価は、家庭が大口の 2 倍です。1kWh 当たり家庭向けは平均 23.34 円、全企業向け平均は 15.04 円、電気使用量が多い企業の上位 10 社平均は 11.8 円です。家庭向けの「販売電力量に占める割合は 38%」「利益に占める割合は 91%」です。
- (3) 今回の値上げの申請は、今なお、つらい避難生活を強いられている多くの被災者の皆さんの生活を真剣に考えているとは思えません。また、「節電」に協力した消費者に対する寸分の感謝の気持ちも感じられません。それどころか、電力会社を自由に選ぶことができない消費者の足もとを見透かした値上げ申請であり、とうてい認められません。
- (4) 東電からの家庭や中小商店向けの値上げ申請は 10.28% でしたが、規制当局である経産省の電気料金審査専門委員会の検討に加え、消費者庁の「許可申請に関する意見」を踏

まえ、8.46%の値上げとなりました。

IV. 食の安全・安心は、引き続き、消費者の第一の願いです。

1. 食の安全・安心は、「必要量があること（飢餓状態にない）」が先ず、第一です。

- (1) 世界では 9.3 億人以上が飢餓状態、12.9 億人以上が貧困状態です。栄養不良は病気への抵抗力を奪うため、風邪や下痢など簡単な病気でも死んでしまうことがあります。
- (2) 2011 年に世界の人口は 70 億人を突破しました。2000 年前の世界の人口は 3 億人、2 倍の 6 億人になるのに 1600 年かかり、30 億人から 60 億人の 2 倍化には 40 年しかかかっていません。2024 年に 80 億人、2050 年に 93 億人、今世紀中に 100 億人の見込みです。
- (3) 一方、国内の耕地面積は 1961 年の 609 万ヘクタールから 2011 年に 456 万ヘクタールに減少し、耕作放棄地は 1975 年の 13 万ヘクタールから 2010 年には 39 万ヘクタールに増えています。
- (4) 農業就業人口で見ると 2000 年は約 390 万人でしたが 2010 年は約 260 万人へ、65 歳以上は同 17.8%から 61.6%と推移し、「戸別補償」「新規就農対策」など改善を実施していますが、食料自給率目標 50%（現状 39%）は全く見通せない状況です。
- (5) また、農地は地下水涵養（かんよう）、土壌侵食防止、洪水防止機能など重要な公益的機能を果たしています。農業所得に占める政府支出の割合は、日本 15.6%、フランス 90.2%、イギリス 95.2%、スイス 94.5%などとなっており、日本は少なすぎる状態です。

2. 次に、「衛生的管理の下で腐敗や食中毒が起こらないこと」が課題です。

- (1) 2011 年 4 月に複数の店舗で、食材の一部に菌が付着していたと想定される「和牛ユッケ」から腸管出血性大腸菌 O-111 による男児ら複数名が死亡する集団食中毒が発生し、それを受け、2011 年 10 月から生食用牛肉の新基準が施行されました。
- (2) また、牛の肝臓内部から感染力の強い腸管出血性大腸菌 O-157 が見つかったことが発端で、肉の鮮度とは関係なく存在し、加熱以外に除去する方法がないため、2012 年 7 月以降「レバ刺し」は販売を禁止されました。
- (3) 「レバ刺し」禁止は、食文化と行政の関係の議論もありますが、「健康な若い者は、保菌していても発症せず、弱者である子どもや年寄りに感染する可能性があり、自己責任ではすまない」と捉えるべきと考えます。

3. わかりやすい表示を求めます。

- (1) 2011 年 9 月～2012 年 8 月に、消費者庁で「食品表示一元化検討会」が開催され、報告書がまとまりました。JAS 法（日本農林規格法）、食品衛生法、健康増進法の 3 つに基づく表記を一元化し、食品表示を消費者にとって解かりやすくすることが検討されました。食品表示に関する新しい法案を 2013 年の通常国会へ提出することを目指しています。
- (2) 新しい食品表示制度の在り方として目的を「食品の安全性確保に係る情報の消費者への確実な提供（最優先）に併せて、消費者の商品選択上の判断に影響を及ぼす重要な情報の提供」と位置付けました。用語の統一・整理、文字の見やすさ（大きさ）、栄養表示の義務化などが評価できます。
- (3) 一方で、「中食、外食等におけるアレルギー情報の取り扱い」「インターネット販売の取り扱い」「加工食品の原料原産地表示」「遺伝子組み換え表示」「食品添加物の表示」など、

多くを積み残し、検討の場を別途設け、検討していくことが確認されています。

4. 環太平洋経済連携協定（TPP）は国民への情報提供がまだまだ不十分です。国の行方に関わる大きな問題です。国民的議論を含め、慎重な検討を求めます。

- (1) TPP は、食の安全に関係する「非関税障壁」として「農薬の残留基準は緩和せよ：ゆるい国際基準（コーデックス）値の導入を」「遺伝子組み換えやポスト・ハーベストの表示義務をやめよ」「冷凍フライドポテトの大腸菌違反は認めよ：油で加熱するから」「食品添加物許可を増やせ：日本 832 品目、アメリカ 3,000 種近くを許可、特に冷凍食品」「有機農産物の認証で残留農薬ゼロ要件の撤廃を要求」など食に直接的に関わる問題が多くあります。
- (2) また、「公的医療保険制度」「単純労働者の受け入れ」「ISD 条項（国の規制で損害を受けたことを訴えられる取り決め）」「農産品の関税撤廃」「かんぽ生命や共済」など国民のくらしに直接影響することが多く含まれています。
- (3) 現在大きく成長している中国やインドは TPP に入る可能性はほとんどないと言われています。アジアで一番伸びている市場が TPP に入らないとすれば、アメリカのルール圏に組み込まれ、成長するアジアから取り残される可能性が高いとの議論もあります。個別事案だけではなく日本の行方に関する議論を深める必要があります。

5. BSE については、引き続き、注視し続けなければならない状況です。

- (1) 厚生労働省は、昨年 12 月、食品安全委員会に輸入を認める牛肉の月齢や国内の月齢の引き上げなどを諮問し、同プリオン専門調査会で 1 月から評価が開始され、9 月に「20 ヶ月以下」から「30 ヶ月以下」に緩和することを容認する評価書を取りまとめることで合意しました。
- (2) BSE について「肉骨粉を餌として与えない」「特定危険部位を取り除く」などのリスク管理を国内外で徹底して行うことが必要です。
- (3) 一方で「特定危険部位が見つかった事例や月齢が不明な事例が発生している管理レベル」「頭数で 0.1%に満たないアメリカの抽出検査」「アメリカは牛の肉骨粉を豚・鶏のえさとして使用可」「2006 年 3 月以来、6 年ぶりに 4 頭目（メスの乳牛で 10 歳 7 ヶ月齢）が見つかったこと」などから、リスクコミュニケーションを充実させ、注視し続けなければならない状況です。

V. 消費者の権利の確立

1. 県内の消費者は、消費者基本法の理念に基づき、多彩な取り組みを展開しています。

- (1) 埼玉県内では、県域団体で構成する埼玉県消費者団体連絡会、それぞれに地域（主に市単位）の消費者団体連絡会や消費生活研究会、各くらしの会、消費者被害をなくす会などが、定例会、視察研修会、機関紙発行、寸劇など多彩な取り組みを各地で展開し、多くの消費者が参加し、ネットワークが広がっています。各団体の取り組みは、「消費者の権利」を守り、消費者の役割発揮を拓ける取り組みと言えます。
- (2) 県内消費者団体交流会は、2000 年度から 13 年間続けている取り組みです。2000 年度から 2009 年度までの参加者は 10 人前後から多くて 30 人台、参加団体数では 3～4 団体から 17～18 団体でした。
- (3) 地方消費者行政活性化基金の活用で 2010 年度から県の委託事業費となり、6 月に全県で

の集まり、1月に県内を東部・西部・北部に分けて3会場で開催しています。活性化基金を活用することで参加の交通費を出せることが大きな成功要因になっています。

- (4) 参加者は、2010年度は6月18団体48人、1月は3ヶ所合計で28団体85人（合計113人）、2011年度は6月24団体82人、1月は3ヶ所合計で33団体119人（合計201人）と大幅に増加しています。
- (5) 2012年国会で「消費者教育推進法」が成立しました。「消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援する」「消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない」「消費者教育推進協議会を組織するよう努めなければならない」などが条文でうたわれています。

2. 消費者行政の充実に、消費者団体・消費者として積極的に関わっていきましょう。

- (1) 地方消費者行政活性化基金を活用し、埼玉県内の消費生活相談窓口と消費生活センターは、2008年4月1日（70市町村）は「消費生活センター23市」「週4日未満17市26町」「未実施3町1村」でした。
- (2) 2011年6月1日（64市町村）には「消費生活センター40市13町」「週4日未満10町1村」「未実施なし」と大きく前進しています。
- (3) 「地方消費者行政活性化基金」終了後も地方自治体の消費者行政への積極的な取り組みを支援するための財源として、毎年度ごとの「交付金」を創設し、2013年度予算概算要求として40.6億円（新規）が出されています。
- (4) 埼玉県消費生活審議会では、2012年度からの「埼玉県消費生活基本計画」が検討され答申がまとまりました。審議会に備え、消団連、弁護士会、司法書士会、コンサルタントの会などで構成する「消費者行政充実埼玉会議」で検討を重ね、審議委員として役割を發揮しています。
- (5) 2012年度の埼玉県消費生活審議会では、「消費生活条例」の改正の検討が始まりました。引き続きの役割發揮が求められています。

3. 多彩な取り組みの一方で、消費者被害は後を絶たずに、かえって拡大しています。

- (1) オレオレ詐欺は、2011年12月に遭った323人に警視庁が聴き取り調査、被害者の81%が女性、60歳以上の高齢者が92%、子や孫と離れて暮らしている人が7割でした。
- (2) 被害平均額は320万円になっています。2012年1～3月の件数は252件で前年より3割減ですが、被害額は2%ほど多い7億8710万円です。「押し買い」「劇場型」「インターネット関連」など新たな手口が次々と出てきています。
- (3) 最近は、携帯電話やネット上のソーシャルゲームでの「コンプガチャ」が大きな問題となっています。国民生活センターの調べでは、2011年度の相談件数は840件。うち未成年が絡むものは286件（34%）、小学生が111件と最も多くなっています。

みんなで取り組んでいくこと

現状は第1のセクターである行政と第2のセクターである企業、行政の権限・利益の追求・労働の対価で、社会や経済の多くが構成されている状況と言えます。地域のコミュニティに根ざした第3のセクターである消費者団体などの「民間非営利組織」の役割發揮と認知度向上、参加と助け合いが求められています。「共生社会」の担い手は消費者・生活者＝「消費

者市民」です。安全・安心に生活できる社会のルールを協働によって実現させましょう。

1. 被災地・被災者支援

2011年3月に発生した東日本大震災と福島第一原発事故の被災地・被災者への支援、また、埼玉県内に避難されている方への支援を引き続き継続的に取り組んでいきましょう。

2. 原発、節電、再生可能エネルギー

「原発のない社会をめざす」ことが国民の明確な意思です。再び過酷事故を起こしたら、日本は立ち行かなくなってしまう。日本を破滅から回避することが何よりも優先されるべきです。すみやかに原発を廃炉していく行程表の作成を求めていきましょう。消費者一人ひとりの身近なテーマとして節電に取り組みましょう。脱原発を実現し、化石燃料に依存する現在のエネルギー供給システムから脱却し、再生可能エネルギーへの移行をすすめましょう。

3. 放射能汚染

福島第一原発事故にともなう放射能汚染への対応として、放射能に関する食の安全についての学習、検査や測定、汚染マップ作成、必要な発信、除染などが求められています。今までに経験したことのない状況が続くという認識のもとに、取り組んでいきましょう。

4. 食の安全・安心

生産・流通・加工・販売・消費とつながるフードチェーン全体の中で、消費者として「消費を組織する」ことで、生産者に見通しを持って生産に取り組んでもらえる条件が前進します。また、食料自給率39%の下、食料の約3割が廃棄されている状況です。食料自給率の向上に向けて消費者としての取り組みを展開していきましょう。

5. 各団体の取り組み、消費者大会、県内消費者団体交流会

引き続き、「消費者の権利」を守り、消費者の役割発揮を拓くために、各消費者団体の各地での多彩な取り組みを展開していきましょう。また、秋の消費者大会を1,000人規模で成功させましょう。6月と1～2月の県内消費者団体交流会には行政からの参加も募り実施してきましょう。

6. 消費者行政充実、消費者の権利の確立

地方消費者行政活性化基金で消費者行政は前進しましたが、一層の充実が求められています。「消費生活関連事業調査をもとにした懇談」「議会での首長への消費者行政についての質問」「条例改正への発信」など、県や各市町村との連携を深め、消費者として取り組みを強めていきましょう。

7. 「消費者教育推進法」の成立を受けて

同法成立は、「行動力のある消費者への継続的な教育と消費者団体の育成」「自治体における消費者教育推進計画の策定」「自治体における消費者教育推進地域協議会の設置」など、消費者にとって好機です。消費者教育推進法について、消費者団体自身がまず学ぶ、取り組みを展開していきましょう。

以上

要 請 書

私たちは、今年 27 の県域・市域の消費者団体による実行委員会を 4 月 19 日に発足させ、半年に及ぶ準備活動を経て、本日、第 48 回埼玉県消費者大会を開催致しました。この間、埼玉県からは格別の御支援御協力を賜り感謝申し上げます。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震と津波により、1 万 5000 人を超える死者、3,000 人を超える行方不明者となり、東京電力福島第一原発事故では、「自主避難」を含めると約 16 万人の方々が、避難生活を強いられています。私たち、消費者団体もこの間最大限の被災者支援の活動をすすめてきましたが、これからも、被災者支援、被災地の復旧・復興に微力ながらも役割を果たしていく所存です。

「原発のない社会をめざす」ことが国民の明確な意思です。再び過酷事故を起こしたら、日本は立ち行かなくなってしまう。日本を破滅から回避することが何よりも優先されるべきです。脱原発を実現し、化石燃料に依存する現在のエネルギー供給システムから脱却し、再生可能エネルギーへの移行と、すみやかに原発を廃炉にしていく行程表の作成を求めます。私たち消費者は、一人ひとりの身近なテーマとして節電に取り組みます。

また、今、地球環境、資源・食料問題、世界の金融・経済問題、欧米や日本などの国家財政の破綻など様々な深刻な矛盾が噴出してきています。単にエネルギー政策の見直しに限らない経済や社会の仕組みの大転換が求められているとも言えます。

このような中で、私たちは、「つながろう、ふみだそう、持続可能な社会に向けて」のスローガンを掲げ、安心してくらせる社会づくりについて話し合いました。この消費者大会の討議に基づき、以下のように、政府や県など行政への要望事項を取りまとめました。知事には、私たち消費者の願いを受けとめ、県の行政施策に反映されるとともに国や市町村行政に働きかけて頂きたいと要請する次第です。

記

1. 原発と放射能問題・環境について

- (1) すみやかに原発のない社会を実現するように、再生可能エネルギーによる発電の拡大計画と現存する原発の廃炉計画を含むエネルギー政策を作成して下さい。同時に、県として再生可能エネルギーによる発電事業を行うことを期待します。
- (2) 地方自治体とともに低エネルギー社会をめざして、家庭での省エネ・節電、太陽光発電など創エネの推奨と、多エネルギー消費型の企業活動への指導・是正をすすめて下さい。太陽光発電など家庭が省エネ生活へ転換するような財政支援をさらに強めて下さい。
- (3) 土壌・水や食料品の放射能汚染について、必要な検査を実施し、県民に知らせる万全の体制を継続して下さい。あわせて、内部被曝や食品の安全基準など放射能汚染について

の専門的知見の蓄積や学者の育成を要請します。

- (4) 温室効果ガス排出量取引制度、レジ袋の有料化、コンビニなどの深夜営業の見直しなど事業者の温室効果ガスの排出対策を一層強化されることを求めます。

2. くらし・医療・介護・福祉について

- (1) 現在進めようとしている「社会保障と税の一体改革」では、社会保障の充実是不十分です。年金・医療・介護の社会保障制度の抜本的改革を要望します。
- ① 65 歳以上のすべての高齢者に最低保障がされる年金制度を要望します。
 - ② 生活扶助額の切り下げ、医療扶助の一部本人負担など生活保護制度の改悪に反対です。
 - ③ 後期高齢者医療制度の廃止と 75 歳以上の医療費無料化を要望します。また、70～74 歳の医療費の窓口負担は、1 割のままで据え置きにしてください。
 - ④ 国の財政負担を増やし、健康保険料と医療費の窓口負担を引き下げてください。
 - ⑤ 介護保険料の引き下げを要望します。また、サービスの給付は切り下げではなく充実されることを要望します。
 - ⑥ 消費増税が「社会保障」にどのように使われるのか、また、「税金のムダ使い」の指摘について、国民に分かりやすく説明することを求めます。
- (2) 埼玉県は、急速に高齢化がすすんでいます。また、小児医療体制の縮小が懸念されています。医師や看護師など、医療従事者の確保と育成、そして、医療施設の拡充を進めて下さい。
- (3) 市町村と連携し国民健康保険料を大幅に減額されることを要望します。
- (4) 県としても介護保険料をより安くするようにして下さい。また、「要介護者」「要支援者」すべてに必要な介護サービスが受けられるように介護保険制度を充実するよう求めます。特別養護老人ホームなどの介護施設の拡充も強く要望します。

3. 教育、子育てについて

- (1) 先進国の中でも少ない教育予算を増額し、教育制度が充実されることを求めます。
- ① 義務教育と高等学校は、学校給食や諸々の修学経費を含め、全て無償にしてください。
 - ② 大学の授業料も無償もしくは低額にしてください。また、給付制奨学金制度の創設など奨学金制度の充実も要望します。
 - ③ 引き続き小学校・中学校の少人数学級をさらに積極的にすすめて下さい。
- (2) 子育てに関する国の予算も先進国の中で低いものになっています。少子化対策や女性の活力を生かす政策は日本の将来にとって喫緊のテーマです。
- ① 児童手当については、さらにその額を引き上げるようにして下さい。
 - ② 女性が働き続けられる環境づくりとして、認可保育所、学童保育を増設して下さい。
 - ③ 男性の育児参加が促進されるように、特に若い世代の「仕事と生活のバランス」がとれるような施策を求めます。
- (3) 市町村と連携し、全ての市町村で中学生までを対象とした子ども医療が現物給付で助成

されるようにして下さい。また、上乗せしている市町村への支援を強めて下さい。

- (4) 「子ども・子育て関連法（新システム）」については、国や自治体の責任の後退、保育の市場化などが懸念されています。現行保育制度を維持・拡充しつつ、慎重に検討するよう国に求めて下さい。

4. 消費者行政について

- (1) 県や市町村の消費者行政充実のために予算を伴った強い指導を要請します。
- (2) 国民生活センターの直接の苦情相談・斡旋、悪徳業者への迅速な指導や消費者への周知、商品テスト活動などの役割機能を、引き続き一体のものとして果たしていくことを求めます。
- (3) 市町村の消費者行政が一層充実するように御指導下さい。消費者相談体制・消費者自立支援活動の強化、消費者団体の育成・支援を強めて下さい。
- (4) 消費者相談体制は、担当職員の増強、非常勤職員の専門性を配慮した任用と処遇の適性な運用を求めます。また、相談窓口業務の民間委託化には反対です。
- (5) 行政・包括支援センターと消費者サポーターによる高齢者の“見守り”活動をさらに多くの市町村に広げるようにして下さい。消費者団体の参加の検討も要請します。
- (6) 「消費者教育推進法」には、「自治体における消費者教育推進計画の策定」「自治体における消費者教育推進地域協議会の設置」がうたわれています。学校教育や一般消費者を視野に具体的な検討と実施を求めます。

5. 農業と食の安全について

- (1) 環太平洋経済連携協力（TPP）への参加問題は、参加・不参加、その双方の利益・不利益を総合的に開示し、慎重な国民的議論を行い、その上で判断することを求めます。
- (2) 日本の農業を守り食料自給率の向上をはかるため、価格・所得保障制度への補助予算の増額を求めます。国が行う農業所得補助制度の上に、埼玉県としての上乗せ支援も検討して下さい。また、2011年度から新設した新規就農者支援の給付金制度の活用にも力を入れて下さい。
- (3) 冷凍加工食品を含めた輸入食品の検査を強化し、安全性が確保されるよう求めます。
- (4) 食品監視員の増員と埼玉県食品衛生監視指導計画の充実を望みます。
- (5) 埼玉県内での地産地消が一層すすむように、さらに役割を発揮して下さい。
- (6) 都市農業振興のため、市街化区域内農地の宅地並課税の見直しを国に要請して下さい。

6. 核兵器の廃絶について

- (1) 日本の国会で「非核 3 原則」を議決し、「核兵器のない世界」にむけて日本の政府が先頭に立って世界の各国に「核兵器禁止条約」を締結するように働きかけて下さい。
- (2) 被爆者団体・平和団体と連携して埼玉県内で核兵器廃絶の運動が広がるようにして下さい。

以上

NPO 法人気候ネットワーク代表・弁護士

[プロフィール]

京都大学法学部卒業。弁護士登録(京都弁護士会)。浅岡法律事務所を開設。

2006～07 年 京都弁護士会会長 現在、中央環境審議会委員、(財)世界人権問題研究センター評議員、京都地球温暖化防止府民会議副理事長、NPO 法人気候ネットワーク代表を務める。

京都府あげぼの大賞、第16回ヒューマン大賞、エイボン功績賞、環境大臣環境保全功労者表彰、男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰の各賞を受賞。

著書多数



[著書・論文等]

「60年前の水俣病—有機水銀中毒に関する文献的考察」(『熊本精神病院協会雑誌』)

「水俣病の謎を解く」(『エコノミスト』 1987 年 12 月 15 日)

「米国のPL法陪審評決の実態を検証する」(『NBL』 No464 1991 年 1 月)

「あるべき公益通報者保護制度について」(『自由と正義』 Vol.55 2004 年 4 月)

「公益通報者保護法の概要と企業の対応」(『ビジネスガイド』 2004 年 11 月)

「脱温暖化に向けて日本にできること、すべきこと」(『世界』 No.731 2004 年 10 月)

「福田ビジョンの問題点」—排出量取引制度を中心に—(『世界』 2008 年 8 月号)

「世界の地球温暖化対策」(学芸出版 2009 年 8 月)

「低炭素経済への道」(岩波新書 2010 年 4 月)

[NPO法人気候ネットワークとは]

地球温暖化防止のために市民の立場から「提案×発信×行動」するNGO/NPOです。温暖化防止京都会議(COP3)を成功させるために活動した「気候フォーラム」の趣旨・活動を受け継いで、1998年4月に設立され、1999年11月に特定非営利活動法人として認証されました。

活動は国際交渉から情報発信、環境教育まで多岐に及びます。気候ネットワークでは、全てのCOPにスタッフやメンバーを派遣。継続した監視、分析、アピールなどを通じてNGO側の専門性も高めつつ、政府や世論、国際社会への問題提起を行ってきました。その実績により日本を代表する温暖化防止NGOとして世界で認識されるようになりました。京都議定書目標達成計画の進捗状況についての、中央環境審議会・産業構造審議会合同部会事務局への意見提出、地球温暖化対策基本法案(概要)への意見提出、MAKE the RULEキャンペーンの展開、国内の温暖化に関する制度や政策について意見陳述や提案作成、政府や国会、企業への働きかけを行っています。また、そのために多くの専門家や市民団体と連携して、独自の調査・研究を継続的に行っています。

「私たちが選ぶ日本のエネルギー」

～原子力の危険も温暖化も防ぐ道～

3.11福島第1原発事故

原子力 安全・安定・安価神話の崩壊

- ・ 3つの事故原因調査から
- (1)政府、国会、民間事故調に共通する指摘
 - ・ 事故は東京電力と国による人災
 - 【国会事故調】規制当局が事業者の虜(とりこ)に。規制する立場とされる立場が『逆転関係』、原子力安全についての監視・監督機能の崩壊
- (2)事故調間で異なる点
 - ・ 地震そのものの影響
 - ・ SPEEDI(スピーディ)の意義
- (3)今後も継続調査が必要ーその体制はまだない。

福島原発事故後、なお10万人を超える人々が避難生活

- ・ 負担は耐えねばならぬとすれば、私たちに知る権利がある。
- ・ そして選ぶ権利と責務がある。

国民は安全を選択

**二度の暑い夏を越えて、
見えてきた、原子力ゼロへの道**

どの国も、いつの時代も、変革は地域から始まった

政府：革新的エネルギー・環境戦略 その1

2012年9月14日エネルギー・環境会議決定

3.11

それは、私たちが選んできた過去と思い描いていた未来に、根源的な疑問を突き付けた。私たちが信じてきた価値観、社会の在りよう自体が、今、深く問い直されている。特に、東電福島原発事故は、これまでのエネルギー社会の在り方に大きな疑問を投げかけ、その抜本的な変革を求めている。

革新的エネルギー・環境戦略 その2

2012年9月14日エネルギー・環境会議決定

震災前、私たちは、エネルギー社会の在り方として、「原子力エネルギー」への依存度を高めることを柱として、安定供給の確保を目指し、地球温暖化問題の解決を模索してきた。しかし、今回の事故の深刻な現実を直視し、事故の教訓に深く学ぶことを通じて、政府は、これまで進めてきた国家のエネルギー戦略を、白紙から見直すべきであると確信するに至った。

政府と電力会社が大规模電源を開発し、国民の求めに応じて電力を地減的に供給する時代から、国民一人ひとりが必要なエネルギーを選択し、生み出し、蓄える時代へ。この社会システムの転換は、決して、容易に実現できるものではない。

3.11以前の私たちの暮らしとエネルギー

- ・ 日々の暮らしにも産業活動にも、多大のエネルギーを消費。(エネルギーの重要性)
- ・ 地震大国日本で、電力として使ってきたエネルギーの3割を原子力に依存。(その危険性)
- ・ 日本のエネルギー自給率は4%。自給率を高める道を原子力と核燃料サイクルに求めた。
- ・ 核廃棄物の処分は世界的に未解決。
- ・ 日本の自然エネルギーは1%、水力を含め10%。
- ・ 電気や熱として消費してきた化石燃料額は年間20兆円超。
- ・ 化石燃料のなかで、環境により悪い石炭に傾斜

温暖化も、原子力と並ぶ脅威

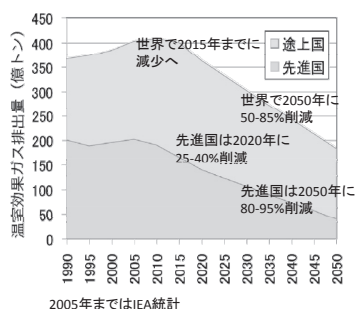
- ・ 2012年夏
北極海の氷 最小記録
海水温上昇 豪雨、竜巻



日本の9月 最高記録。平年を2℃上回った

- ・ 熱中症死 平均気温1℃上昇で6割増

地球温暖化の被害を最小化→2℃以内に



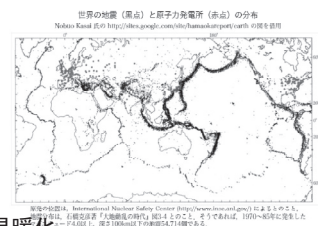
「2℃目標」には

- ・世界全体で10年以内にピークアウトさせ、
- ・2050年までに90年の水準から世界で半減
- ・先進国は80～95%削減 2020年までに25%以上

原子力に依存しない温暖化対策 必要で可能

- ・原子力は温暖化対策になりえない。

原子力の安全性
核燃料廃棄物問題
+ 日本は地震国



- ・脱原子力依存と脱温暖化対策の基本は共通
(温暖化対策では、石炭から天然ガスへの燃料転換)

革新的エネルギー・環境戦略 その3 2012年9月14日エネルギー・環境会議決定

【国民的議論で作る戦略】

- ・ 原発に依存しない社会の一日も早い実現
- ・ グリーンエネルギー革命の実現
- ・ エネルギーの安定供給
- ・ 電力システム改革
- ・ 省エネ、再エネで温暖化対策の着実な実施に直結

【世界の多くの国に先例を示し、
現在世代が未来世代に「責任を果たす」】

革新的エネルギー・環境戦略 その4 「30年代に原発ゼロを目指す」

- ・ 以下の原則を適用するなかで、30年代に原発稼働ゼロとするよう、あらゆる政策資源を投入する
 - 1) 40年運転制限を厳格に適用
 - 2) 原子力規制委員会の安全確認を経て再稼働
 - 3) 原発の新増設は行わない
- ・ グリーンエネルギー戦略
 - 1) 節電・省エネルギー
 - 2) 再生可能エネルギー
- ・ 電力システム改革の断行

「革新的エネルギー・環境戦略」の課題

- ・ 30年代ゼロを「目指す」という努力目標
- ・ 例外を含む原子炉等規制法
- ・ 核燃料サイクル 当面継続という矛盾
- ・ エネルギーの安定供給重視
火力発電の増強
(燃料転換を明示せず。石炭もベース電源)

「戦略」そのものを閣議決定に至らず。
閣議決定: 「戦略」を踏まえ、関係自治体や国際社会等と責任ある議論を行い、国民の理解を得つつ、柔軟性をもって不断の検証と見直しを行いながら遂行する。

「革新的・戦略」に問題点は多いが、

- ・ ドイツでも、市民が20年戦ってきた。

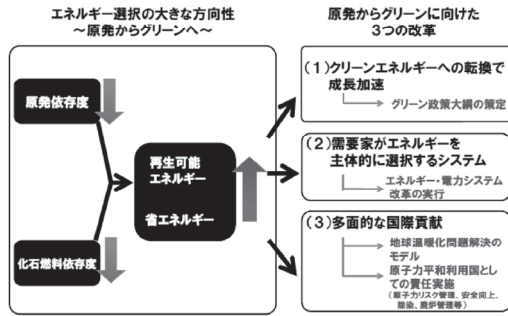
福島事故を経験し、
原子力ゼロを主張した
市民の声が引き寄せた
ゼロ政策への転換の足掛かり。



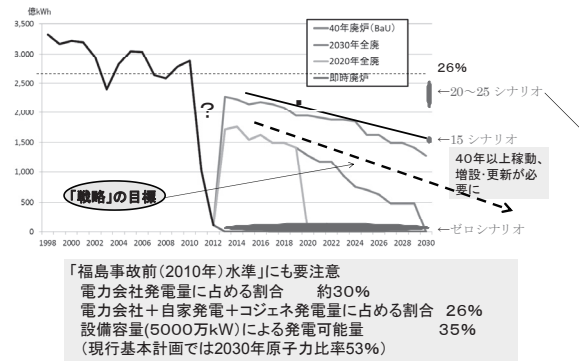
- ・ 原子力政策は民主主義の成熟度を反映

どのような選択をする場合にも原発からグリーンへ 大胆な構造改革を実施

2



「戦略」は、ゼロシナリオと15%シナリオの間に？



原子力に依存しない社会は可能か？

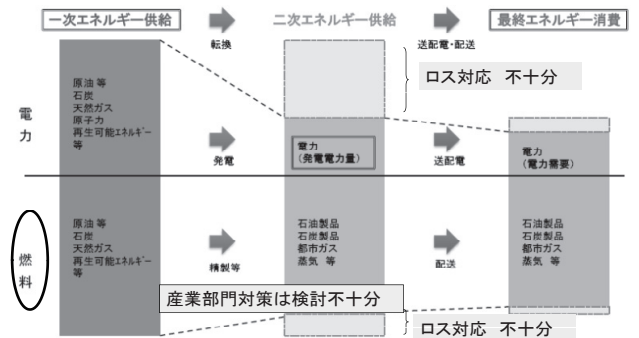
- 対策は共通
省エネ、再生可能エネルギー、効率利用
- 福島事故後 ドイツ、イタリア、スイスなど脱原子力へ
- スペイン
1982年 原発モラトリアム
(建設中の原発のみ)。
再生可能エネルギー国へ
- ポルトガルも地震国
再エネ30%。原発なし



リスボン
1755年に大地震、津波で崩壊した町をそのまま再建

もっと省エネが可能！

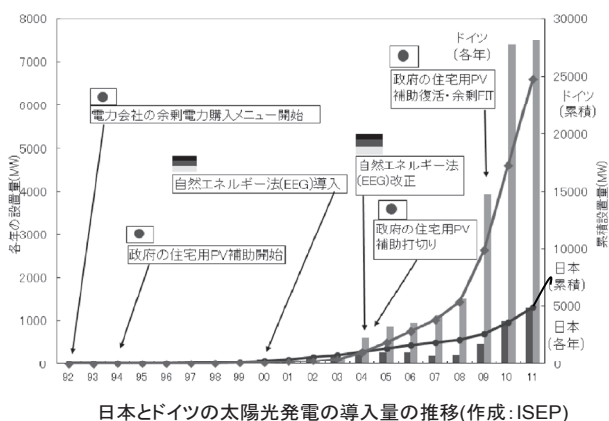
熱利用(大規模エネルギー多消費産業対策など)に踏み込まず。



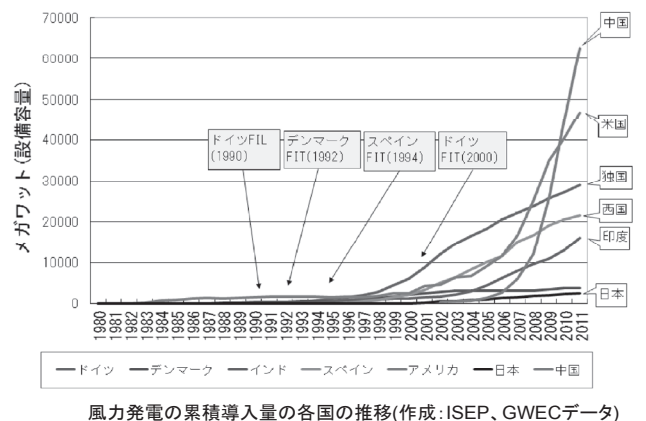
注1) エネルギーの流れを模式化したものであり図の大きさが必ずしも実際の量を示すものではない。
※ 四角囲い 〇 が今回お示しするもの。

26回基本問題委員会に加盟

日本は再エネ後進国 これから挑戦



風力に至っては、



発電方法	新設 (kW)	廃止 (kW)
風力	10,000	0
天然ガス	6,500	0
太陽光	4,200	0
石油	2,300	0
バイオマス	0	1,000
廃棄物	0	500
原子力	0	1,000

新設の3分の2は再生可能エネルギー

火発新設の多くは天然ガス。原子力、石炭火発は増設より廃棄の方が多い

- ・再エネ事業への地域市民の参加
 - * 市民だけでなく、多様な地域のステークホルダーが参加
 - * 地域の再エネポテンシャルにあった技術を採用
- ・市民は何に参加するか
 - * 発電事業にかかわる情報を得る
 - * 事業の計画段階から意思決定に参加
 - * 事業への投資
- ・熟練のコーディネーターの重要性

- ・ 参加のプロセス
 - * 何のために導入するのか、目的を設定
 - * プロジェクトの形態、投資者、利益率など設定
地域の人材、地域の資金、地域の人間関係の構築
 - * ステークホルダーの範囲を決める
地域の銀行、企業、施工業者、農林業者、自治体などを巻き込む。NPOだけでは困難だった。
- ・ 市民参加によって、
 - * 事業の認知度拡大
 - * 投資した住民の所得も拡大
 - * 地域のアイデンティティ確立、地域社会が豊かに

- ・電気料金 総括原価方式
- ・地域独占。発送電一貫。
- ・産業・大口業務は自由化されたが、まだ2%高い託送料金。同時同量原則

[illegible]

スペインの電気料金請求書

- 発電と送電の分離
- 小売りも分離、卸市場、交渉力強化を提言

産業・事業所・家庭

```
graph LR; A[発電] --> B[送配電]; B --> C[小売り]; C --> D[ ]; D --> E[ ]; F[新規事業者] --> B; F --> C;
```

The diagram illustrates the electricity supply chain. It starts with '発電' (Power Generation) in a box, which connects via an arrow to '送配電' (Transmission and Distribution) in a box. From '送配電', an arrow points to '小売り' (Retail) in a box. From '小売り', two arrows point to the right, representing the final delivery to '産業・事業所・家庭' (Industry, Business, and Home). Below the main flow, a box labeled '新規事業者' (New Entrants) has two arrows pointing upwards to the '送配電' and '小売り' boxes, indicating their entry into the distribution and retail stages.

- 1、原子力
・「原子力依存度を低減し、ゼロへ」は国民の意思
・再稼働前の安全性確認、40年廃炉、増設・更新なしシナリオの徹底。
「シナリオ②」は 2030年15%ではなく、ゼロへの道
- 2、温暖化を防止し、持続可能な社会・経済へ
・エネルギー多消費の社会・経済構造を、省エネ・省電力、地域分散・ネットワーク型に転換し、
・「再エネ拡大」、「ガスシフト」を進めることで
・原発依存度ゼロとともに、CO2大幅削減を実現
- 3、原発既設地域、立地予定地域への連帯、支援
明確に選択し、実現へ粘り強く、それぞれ地域で！

埼玉県民のみなさんへのアピール（案）

私たちは、「つながろう、ふみだそう、持続可能な社会に向けて」をスローガンに、第 48 回埼玉県消費者大会を開催しました。

2011 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、地震と津波により、1 万 5000 人を超える死者、3,000 人を超える行方不明者、約 55 万人の避難者、30 万棟を超える家屋被害、被害金額 16.9 兆円など多くの被害を受けました。

東京電力福島第一原発事故では、計画的避難区域を含む避難指示が 11 市町村で出され、「自主避難」を含めると約 16 万人の方々が、避難生活を強いられています。「5 年以上は戻れない」とされる帰宅困難区域は、7 市町村、約 2 万 2000 人に及んでいます。国民のくらしや健康に深刻な被害をもたらしています。原発事故の一刻も早い収束と放射能汚染の不安が払拭される対策が求められています。

この間の経済危機からの出口を模索している日本経済は、私たちのくらしに深刻な影を落としています。雇用調整、賃金の引き下げ、失業者の増大、税金・社会保険料の増加、医療・介護、年金等の社会保障の抑制により、多くの国民が日常の生活や将来に不安を抱えています。そのためにも、誰もが安心してくらしらせるよう社会保障の充実と消費者・生活者のくらしが最優先される社会への転換が求められています。

食の安全は、放射能汚染が最も大きな関心ごとになっています。市場流通している食品の安全性確保について、国・県・市町村・関係団体に取り組みを推進するよう強く求めます。私たちは引き続き「食品の監視・検査体制の強化」など食品の安全を確保する社会システムの確立を求めています。一方、食料自給率（カロリーベース）は、前年よりさらに低下し 39%となり、将来深刻な食料不足が懸念されるなか、日本の農業を守り、食料自給率の向上は重要な課題となっています。このような状況での環太平洋経済連携協定（T P P）は、あらゆる情報を開示し、そのうえで国民的議論が行われ、慎重な検討がされるべきです。

「消費者教育推進法」が成立しました。「行動力のある消費者への継続的な教育と消費者団体の育成」や「自治体における消費者教育推進計画の策定や消費者教育推進地域協議会の設置」など好機です。消費者自身がまず学ぶとともに、行政へ取り組み強化を求めます。

私たちは、くらしの中の問題を学び、声を出し、力を合わせて、平和で安心してくらしらせる社会を次の世代に引き継ぐことを大切にしていきたいと思います。

2012 年 10 月 12 日 第 48 回埼玉県消費者大会

大会プログラム(分科会)

開場：13時00分

開会：13時30分

閉会：15時45分

No.	分科会名	内 容	会 場
1	「放射能と食べ物の安全性」 ～放射能から家族を守るには どうしたらいいのか～	放射能による内部被ばくから家族の健康を守ることは、誰もが望んでいることでしょう。安心して生活していくために、私たちはどんな事に気を付け、どう行動したらいいのか、一緒に考えていきましょう。	小ホール
	助言者	野口 邦和 さん（日本大学准教授・福島大学客員教授）	
2	「認知症を学ぼう」 ～その予防法と地域のかかわり～	「朝食食べてない」「財布はどこに置いたかな？」このような事はありませんか。厚労省によると認知症の方が2025年には323万人に達するとされています。そこで、認知症という病気のしくみを学び、効果的な予防・トレーニングを行ってみます。また、家族やお友達、地域の皆さんによって見守っていきけるまちづくりについて一緒に考えてみましょう。	2階 ラウンジ
	助言者	市村 聡子さん（老人保健施設みぬま介護長・介護福祉士）	
3	「ちょっと待て！ その話、信じて大丈夫？」 ～トラブルのない 豊かな地域生活を考える～	毎日のように新聞に掲載される“サギ被害”。どうして騙されてしまうのでしょうか？消費者トラブルに潜む心理テクニックを学び、トラブル予防のために“地域の中で私たちにできること”を見つけましょう。	3C 会議室
	助言者	高橋 尚也さん（立正大学心理学部専任講師） 平田範子さん（埼玉県消費生活支援センター・相談担当部長）	
4	「持続・再生可能なエネルギーを考える」	原発に頼らないエネルギーへの転換、持続・再生可能なエネルギーへ、これからのエネルギーの在りようを共に考えましょう。	7B 会議室
	助言者	浅岡 美恵 さん（気候ネットワーク 代表・弁護士） 佐藤 健一 さん（埼玉自治体問題研究所 理事）	
5	「思春期の子どもの苦悩に目を向けて」 ～『いじめ』を考える～	マスコミ報道等を通じて、いじめ問題が社会の関心事になっています。このいじめ問題に焦点をあて、思春期の子どもたちはいまどうなっているのか、そして親としてできることは何かなどを考えていきたいと思います。	7A 会議室
	助言者	前島 康男 さん（東京電気大学 教授）	

「放射能と食べ物の安全性」

～放射能から家族を守るにはどうしたらいいのか～

野口 邦和さん（日本大学准教授・福島大学客員教授 放射線防護学）

運転停止時の原子炉内放射能と放出放射能

事故直後に採取・測定された環境試料中のセシウム 137 とセシウム 134 の放射能濃度比は、ほぼ 1 対 1 の割合であることを示している。このことは原子炉内に存在するセシウム 137 とセシウム 134 の放射能比がほぼ 1 対 1 の割合であったことを意味する。セシウム 137 とセシウム 134 の放射能比は、チェルノブイリ原発事故では 2 対 1 の割合であった。セシウム 137 は核分裂生成物であり、セシウム 134 は核分裂生成物である安定核種セシウム 133 が中性子を捕獲することにより生成する。それ故、福島第一原発 1～3 号の核燃料は、かなり長時間運転したものであることがわかる。

詳しい運転履歴がわからないため、仮に丸 2 年間フル出力で運転した直後のストロンチウム 90、ヨウ素 131、セシウム 137 のそれぞれの原子炉内放射能、および原子炉内総放射能（半減期 1 時間超の 41 種類の放射性核分裂生成物のみ）を示した。

表 1 福島第一原発の原子炉内放射能の量（ベクレル）

核 種	福島第一・1	福島第一・2	福島第一・3	合 計
ストロンチウム 90	1.17×10^{17}	1.99×10^{17}	1.99×10^{17}	5.16×10^{17}
ヨウ素 131	1.24×10^{18}	2.12×10^{18}	2.12×10^{18}	5.49×10^{18}
セシウム 137	1.20×10^{17}	2.04×10^{17}	2.04×10^{17}	5.28×10^{17}
原子炉内総放射能	6.86×10^{19}	1.17×10^{20}	1.17×10^{20}	3.02×10^{20}

放射性希ガス（キセノン 133 など）、揮発性の放射性ヨウ素（ヨウ素 131、ヨウ素 133 など）、放射性セシウム（セシウム 134、セシウム 137 など）、放射性テルル（テルル 132）などの核種が大気中に放出された。昨年 5 月 16 日の原子力安全・保安院の解析結果によれば、3 月 11 日から 4 月 5 日までに大気中へ放出された放射能は、ヨウ素 131 が 1.6×10^{17} ベクレル、セシウム 137 が 1.5×10^{16} ベクレルである。一方、原子力安全委員会は同期間に大気中へ放出されたヨウ素 131 を 1.5×10^{17} ベクレル、セシウム 137 を 1.3×10^{16} ベクレルと推定している。ヨウ素 131 は原子炉内の約 3%、セシウム 137 は同 2～3% が放出されたことになる。

東京電力の発表によれば、昨年 4 月 1 日から 6 日までに 2 号機取水口付近のひび割れ箇所から海洋に放出された高濃度汚染水は約 520 トン、放射能は約 4.7×10^{15} ベクレル、その内訳はヨウ素 131 が 2.8×10^{15} ベクレル、セシウム 137 とセシウム 134 がともに 0.94×10^{15} ベクレルであるという。これは大気中に放出された量と比べると、ヨウ素 131 は約 2%、セシウム 137 は約 6～7% に相当する。5 月 22 日に 1～4 号機のタービン建屋地下の溜まり水の放射能濃度が東京電力により発表されたが、2 号機の溜まり水中のストロンチウム 90 の放射能濃度はセシウム 137 の 20 分の 1 である。ほぼ同じ成分の汚染水が 2 号機取水口付近のひび割れ箇所から海洋に放出されたはずなので、ストロンチウム 90 は海洋に 4.7×10^{13} ベクレル放出されたことになる。

海洋の汚染はすでに 3 月 21 日に発見されていた。当初は大気中に放出された放射性核種が海洋に降下したものか、それとも陸上の損傷箇所から海洋に漏出したものかが分からなか

った。しかし、3月末になって毎日のように前日の放射能濃度を更新するようになって、陸上の損傷箇所から漏出したものであることが分かっている。2号機取水口付近のひび割れ箇所以外の箇所からも汚染水は放出されていることは間違いない。一方、5月10日から11日までに3号機取水口付近から海洋に放出された高濃度汚染水は約250トン、放射能は約 2.0×10^{13} ベクレル、その内訳はヨウ素131が 9.8×10^{12} ベクレル、セシウム137が 0.93×10^{12} ベクレル、セシウム134が 0.85×10^{12} ベクレルであるという。

なお、前述した1～4号機のタービン建屋地下の溜まり水のウランとプルトニウム濃度はいずれも検出限界以下であった。東京電力の発表とはいうものの、実際の分析は独立行政法人日本原子力研究開発機構の分析の専門家が行ったものであり、分析結果は信頼できるものである。幸いにもウランとプルトニウムは燃料中で不溶性の酸化物として存在するため、海洋にはほとんど放出されていないと考えてよいのではないだろうか。

なお、タービン建屋地下に溜まっていた高濃度汚染水の主要な移送先となる集中廃棄物処理施設に貯蔵されていた汚染水9070トンと5号機、6号機のサブドレンピットの汚染された地下水1323トン、計1万393トンの海洋放出が4月4日から10日まで行われた。4月15日の東京電力の発表によれば、低濃度汚染水の全放射エネルギーは約 1.5×10^{11} ベクレルという。

陸と海の汚染—今後の予測—

事故後1年半経った現在、昨年3月から4月にかけて各種環境試料中の放射能濃度の主要成分であった放射性ヨウ素は半減期が短いために消滅し、陸上の汚染はセシウム137とセシウム134だけであるといっている。

もちろんストロンチウム90やプルトニウムも大気中に放出された。しかし、飯館村、浪江町、大熊町、双葉町など福島県内100カ所以上の表層土壌中の放射能濃度の分析結果から、ストロンチウム90はセシウム137の10000分の1～1000分の1の放射能濃度でしかないと分かっている。ストロンチウムは沸点が高く不揮発性元素であるが故に、沸点の低い揮発性元素のセシウムよりも大気中に放出されにくかったのである。また、プルトニウムも福島第一原発の敷地内外から検出されているが、その放射能濃度は過去の大気圏内実験で大気中に放出され北半球の大地に降下したプルトニウムと同程度のものである。(プルトニウム239+240) / (プルトニウム238) 放射能濃度比の分析から、その一部は大気圏内核実験由来ではなく原発事故由来のプルトニウムであることは間違いないが、人への被ばくの影響という点では問題にはならない。

図1は、すでに消滅した放射性ヨウ素を除き、今後の陸上の汚染で問題となるセシウム137とセシウム134のそれぞれの空間線量率と全空間線量率(Total)を示したものである。横軸は事故後の経過年数で、基点は昨年3月11日である。縦軸は全空間線量率が毎時1マイクロシーベルトの場合を想定した場合であるが、仮に昨年3月11日時点でたとえば全空間線量率が毎時2マイクロシーベルトである場合は、単純に比例計算すればよい。

昨年3月11日時点で全空間線量率が毎時1マイクロシーベルトである場合、当初セシウム137は毎時0.27マイクロシーベルト、セシウム134は毎時0.73マイクロシーベルトを占めていた。それが時間経過にともなって半減期が2.065年のセシウム134の空間線量率が減少し、およそ3年後にはセシウム137と逆転する。その後はセシウム137が空間線量率の主成分となる。また、全空間線量率は1年後に毎時0.79マイクロシーベルト、2年後に毎時0.63マイクロシーベルト、3年後には毎時0.52マイクロシーベルトと半減する、4年後に毎時0.44マイクロシーベルト、5年後に毎時0.38マイクロシーベルト、6年後に毎時0.33マイクロシーベルト、7年後には毎時0.30マイクロシーベルトと、ちょうど3割にまで減少する。さらに10年後には毎時0.24マイクロシーベルトと、当初の4分の1以下となる。これ

は半減期による減少だけを考慮した結果であるが、実際には降雨・降雪などによる減少降下も期待できるので、もう少し早く全空間線量率は減少するはずである。福島県民にとっては、この 5～6 年間で外部線量と内部線量のトータル線量を如何に低くするために行動するかが決定的に重要となる。また、行政と住民が一体となって生活圏の清掃活動（除染）をすることは基本中の基本になる。

いずれにせよ現在、毎時 10 マイクロシーベルトを超えるような高濃度汚染地帯については、10 年後においても年間 20 ミリシーベルトを超える外部被ばくをする可能性があり、土壌の浄化措置を採らない限り、避難先から戻ることはできないのではないだろうか。

一方、海洋の汚染は陸上の汚染とは異なり、セシウム 137 とセシウム 134 に加えて、ストロンチウム 90 が問題となる。その理由は主に炉心冷却のために仮設ポンプで注入された水が高濃度汚染水となって海洋に漏出されているからである。高濃度汚染水にはプルトニウムはほとんど溶け出ていないものの、ストロンチウム 90 はセシウム 137 の 20 分の 1 の放射

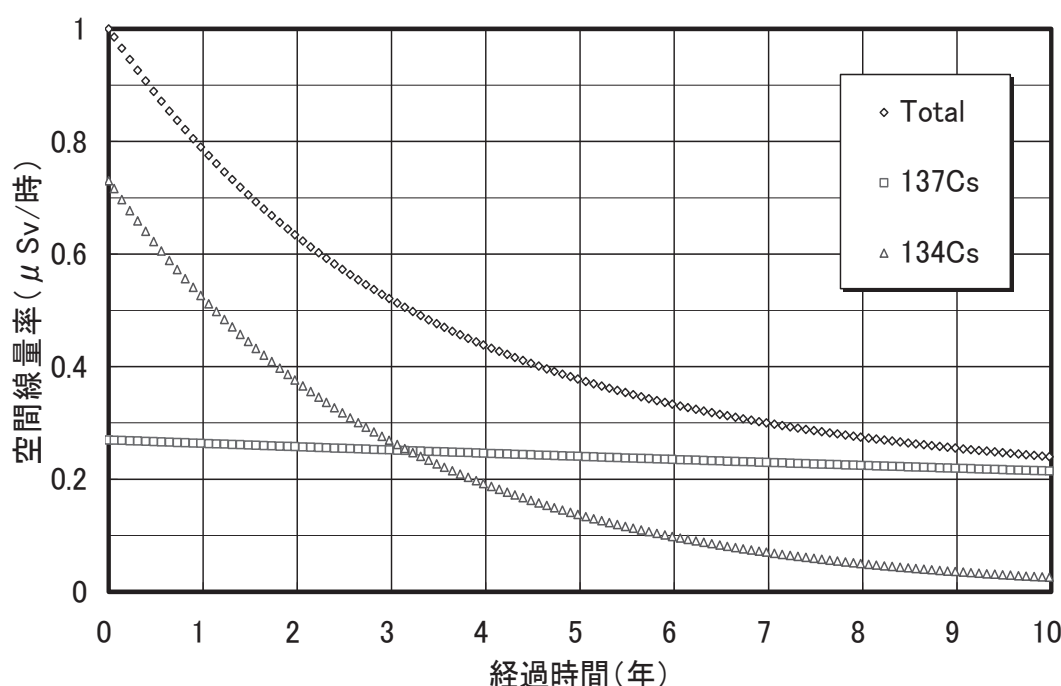


図1 空間線量率の今後の推移

能濃度で溶け出ていることが分かっている（4 月 1 日～6 日まで 2 号機取水口のコンクリートピット近くのひび割れから海洋におよそ 520 トン漏れ出していた高濃度汚染水の場合）。

ストロンチウムは周期表 2 族に属するアルカリ土類金属元素（原子番号の小さい順にカルシウム、ストロンチウム、バリウム、ラジウムの 4 元素の総称）の仲間で、ヨウ素などのハロゲン族元素（周期表 17 族元素の総称）やセシウムなどのアルカリ金属元素（水素を除く周期表 1 族元素の総称）より融点と沸点がかなり高い。ストロンチウムは 2 価の陽イオンになりやすく、人体内に取り込まれると骨に集まりやすい親骨性元素である。骨の主成分がリン酸カルシウムだからである。骨に沈着したストロンチウム 90 は長期間にわたって骨を照射するため、骨がん、白血病、骨髄障害の原因になる可能性がある。当分の間は、魚介類の放射性セシウムとストロンチウム 90 の監視が必要である。

しかし、海洋の場合は陸上の場合とは異なり、希釈拡散が期待できる。そのため当面は福島県沖を中心に深刻な汚染は続くとしても、今後新たに放射性核種が漏出されない限り、陸上のように数十年と続く深刻な汚染には発展しないのではないだろうか。

内部被ばくを減らすには

体内に放射性物質が入る経路は、一般的に①汚染した空気を吸う、②汚染した水を飲む、③汚染した食品を食べる、がある。しかし、現在は③以外はないと考えてよい。従って内部被ばく線量を下げるには、(a)食べ物の産地・食材を選ぶ、(b)放射性物質を落として食べることが重要である。

今年4月から従来の暫定規制値に代わる新基準値が食品中の放射性セシウムの基準値として採用された。暫定規制値は全身で年間5ミリシーベルト、新基準値は全身で1ミリシーベルトの内部被ばく線量を超えないよう、それぞれ設定されたものである。食品の放射能汚染の非常に低い実態からいって、食品中の放射性セシウムの基準値が厳しく改正されたのは当然である。しかし、基準値が下がった分、測定時間が従来よりも長くなるのは必然である。もし放射能分析装置や測定要員の数が増えなければ、検査できる食品の数は間違いなく減ることになる。食品中の放射性セシウムの新基準値を保障するためには、従来にも増して放射能監視態勢の強化が求められる。

今年に入ってから、家族に1食分食事を多く作ってもらい、その放射能分析により1日当たりの摂取量を求め、これから毎日同じ放射エネルギーを食べると仮定した場合の内部被ばく線量の評価が行われている。その結果と厚労省の評価結果を表2に示した。

表2 内部被ばく線量に関する調査結果のまとめ（マイクロシーベルト/年）

	中央値	最大値
朝日・京大グループ	23 2 — (福島県民) (関東人) (西日本人)	101 61 3.6 (福島県民) (関東人) (西日本人)
日本生協連	24 (検出された11家族の中央値)	136
暫定規制値 (厚生労働省)	51	
現行基準値 (厚生労働省)	43	74 (90パーセンタイル値)

外部被ばくを減らすには

外部被ばくを減らすには、放射能の減衰を待つことと除染以外に有効な手立てはない。除染により放射性セシウムはなくなり、移動させているだけである（「移染」と称するらしい）からないのであるから、除染すべきではないと言う人もいる。しかし、除染はそもそも人のいるところにある放射性核種を人のいないところに移し、人の被ばく線量を減らすことにある。昨年5～8月、福島県中通り地方の自治体は校庭・園庭の表層土壌を5cm剥がして土中に埋めた。これにより校庭・園庭の空間線量率は悪くても初めの3分の1、普通で初めの5分の1、上手く除染したところでは初めの10分の1以下にまで減少した。除染は住民の被ばく線量を確実に減少させる有効な手段であることは疑いようがない。

今年から来年にかけて、福島県中通り地方の自治体と福島県外の空間線量率の高い地域では、地域社会全体の除染をすることが重要である。除染を効率よく実施するために、仮置き場の早期設置、および除染方法（これまでに実施した除染方法のうち上手く除染できた方法、あまり上手くいかなかった除染方法）の共有化をはかることが県庁と環境省には求められる。

第2
分科会

「認知症を学ぼう」

～その予防法と地域の関わり～

市村 聡子さん（老人保健施設みぬま介護長・介護福祉士）

認知症を学ぼう

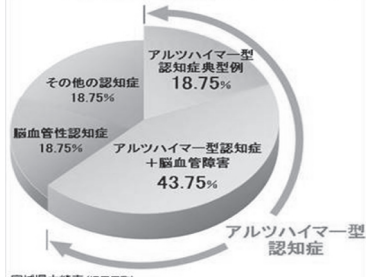
介護老人保健施設みぬま
介護福祉士 市村聡子

認知症とは

- いったん正常に発達した知的機能が持続的に低下し、複数の認知障害があるために社会生活に支障をきたすようになった状態

認知症の原因

原因疾患別認知症の割合



◆認知症の多くは「アルツハイマー型」と「脳血管性」です。

宮城県大崎市(旧田尻町) (引用) Korachi M, et al. Arch Neurol 59, 1108 (2002)

記憶とは

①新しい情報を覚える

②いったん覚えた事を保持する

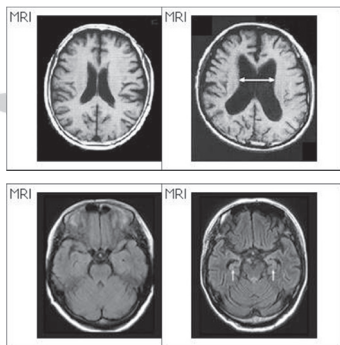
③思い出す

海馬

タツノオトシゴが尾を巻いた状態に似た形状ほどの大きさの器官。新しい「記憶」をいったん保存し、整理整頓して大脳皮質に送る働きをしている。

アルツハイマー型認知症の脳の変化

- (1) 大脳皮質に著しい萎縮がみられる
- (2) 老人斑、神経原線維変化、神経細胞の脱落がみられる
- (3) 神経伝達物質に異常が生じている

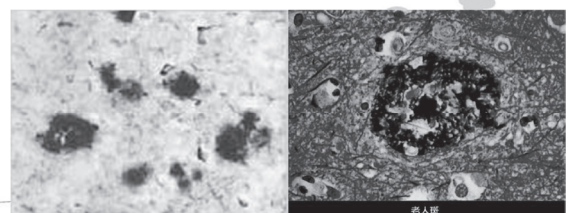


(上図) ワールドブランキング「痴呆性疾患の画像診断シリーズ(1) アルツハイマー型痴呆」(1997)より

(下図) アルツハイマー病研究会スライド資料「より原因: 東京医科大学 病院 老年科(脳科) 市村 聡子」
下図の縮小が大きい。特に海馬とその周囲の萎縮は重要で進行性です。(5年間の変化)

アルツハイマー型認知症の脳の変化

老人斑



脳血管性認知症

《原因》

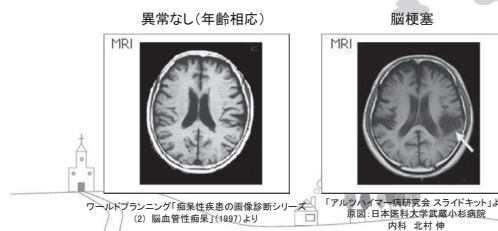
- 脳梗塞や脳出血などによって、脳の血管が詰まったり破れたりする脳血管障害が原因で起こります

《症状》

梗塞や出血を起こすと、その部分から先の脳細胞に栄養が届かなくなって細胞が死滅し、その部分がつかさどる身体的および知的機能の低下を引き起こします

脳血管性認知症

- (1) 大部分は多発性脳梗塞が原因、段階的に悪化することが多い
- (2) 大梗塞、重要な部位の小梗塞で突然発症することもある
- (3) 病変部位や症状は多彩
- (4) 初期から歩行障害、運動麻痺、尿失禁などを示すことが多い
- (5) 動脈硬化の危険因子(高血圧、糖尿病、高脂血症、喫煙)、心房細動などが原因



レビー小体型認知症

- 1、進行性の認知機能障害
- 2、(1) 注意や明晰さの変動 (すぐに忘れてしまう)
- (2) 構築され、繰り返される具体的な幻覚
- (3) 特発性のパーキンソン症状
- 3、DLBを指示する特徴
 - ① 繰り返す転倒
 - ② 失神、一過性の意識障害
 - ③ 抗精神薬への過敏性
 - ④ 妄想、幻覚

ピック病

- 40歳以降 男性に多い
- 人格の荒廃は著名
- 画像: 葉性萎縮 側頭葉PICK 前頭葉PICK
- 言語障害
- PICKサイボウ
- 常同運動 反社会的行動

症例 81歳 女性

- 80歳より軽度の物忘れ、家事(息子と二人暮らし)は、何とか行っていた
- 81歳 近所から悪臭がひどいとクレームが娘に入る 娘が訪ねると家の周りに10個以上のコンポスト(生ゴミ処理機)があり、匂いの原因であった
- 2人暮らしで大量の生ゴミが出るはずが無いので娘が家捜しをしてスーパーのレシートを発見

レシートの内容

- 毎日同じスーパーに買い物にいく
- 毎日同じ時間に清算
- 毎日同じ金額(5000円程度)

経過

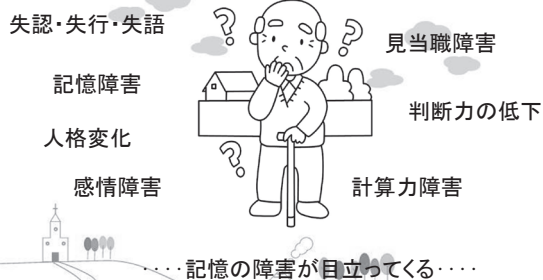
- さいたま市の認知症相談に依頼
- 2007年8月にHPに受診
- MMSE22点 介護保険を申請し介護度2
- デイサービスに通い始める
- デイから帰宅後スーパーに行き、家計費を1日5000円使いきる
一日¥2000に減らすと3日に一度スーパーに行き しらす 明太子 枝豆 ハムを必ず毎回買ってくる



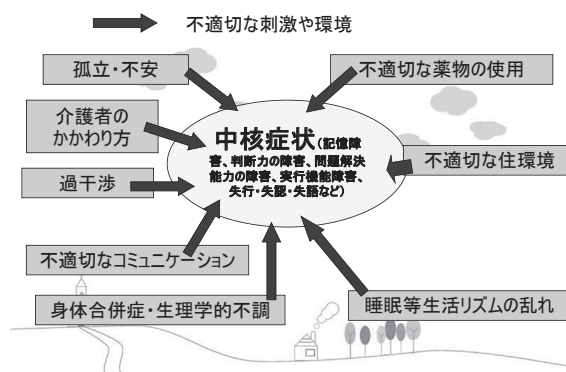
もの忘れと認知症



認知症の中核症状



BPSD(周辺症状)を起こしやすい要因



BPSDの有病率

- 認知症高齢者が200万人で、うち約80%がBPSDを有している
- 在宅でBPSDがある高齢者は約80万人
- 入所などでBPSDを有している高齢者は約80万人と推測。



《周辺症状》



《周辺症状》

物盗られ妄想や夜間せん妄等

嫁に
通帳と
印鑑を
取られた！

通帳は？

一番身近にいる人が犯人にされてしまう

俺は元々気が短いんだ！

夜になると落ち着かなくなる。眠気と興奮が入り交じったような状態。



心のステージ1

心のステージ2

心のステージ3

心のステージ4

とまどい・
不安の時期

1～2年くらい

否認・
怒りの時期

1～2年くらい

焦り・
抑うつ時期

3～5年くらい

無欲・
安穏の時期

5～8年くらい



心のステージ1： とまどい・不安の時期

まさか！！

なにかおかしい

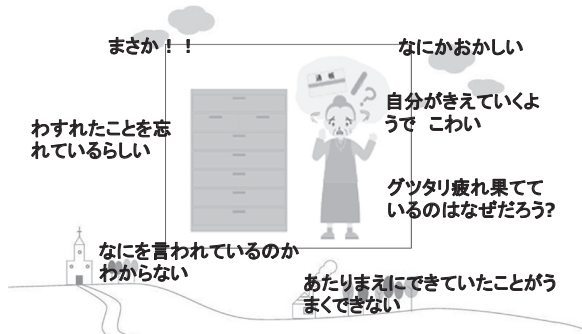
わすれたことを忘
れているらしい

自分がきえていくよ
うで こわい

グツタリ疲れ果てて
いるのはなぜだろう？

なにを言われているのか
わからない

あたりまえにできていたことがう
まくできない



心のステージ2： 否認・怒りの時期

バカにするな！！

話の内容がよくわか
らない

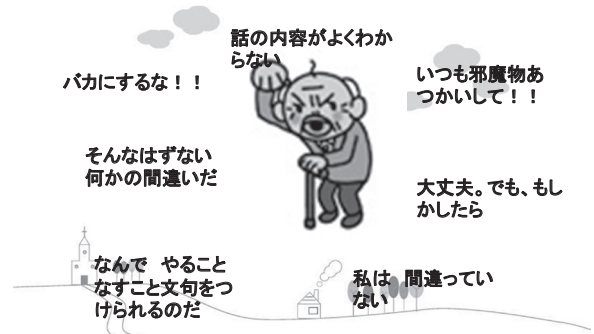
いつも邪魔物あ
つかいして！！

そんなはずない
何かの間違いだ

大丈夫。でも、もし
かしたら

なんで やること
なすこと文句をつ
けられるのだ

私は 間違ってい
ない



心のステージ3： 自分の状態を認め・焦る

やっぱり 私は
認知症らしい

なんで 私の言うこ
とがわからないんだ

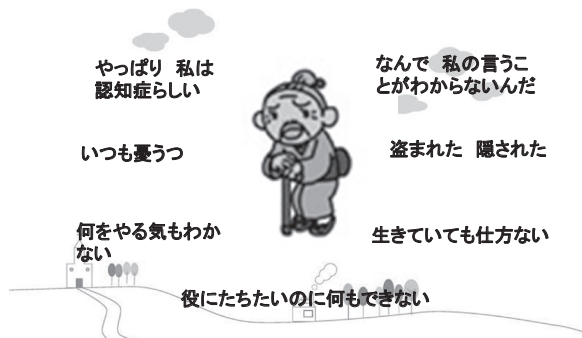
いつも憂うつ

盗まれた 隠された

何をやる気もわか
ない

生きていても仕方ない

役にたちたいのに何もできない



心のステージ4 無欲・安穏の時期

うれしい

気持ち悪い

楽しい

ひとりにしないで

好き

苦しい



第3
分科会

「ちょっと待て！その話、信じて大丈夫？」

①～消費者トラブルのない豊かな地域社会を考える～

平田 範子さん（埼玉県消費生活支援センター・相談担当部長）

1 なぜ被害がなくなるのか。

答え

騙そうとする人がいるから。騙そうとしている方が、スキル等が上だから。

* グリム童話「白雪姫」から学ぶべきこと

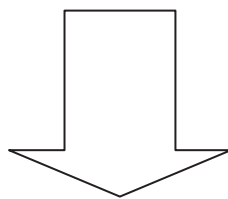
実は不招請勧誘の訪問販売？！

→相手は騙そうとしている。（五色の締め紐→氏名等不明示）

ドアをけって開けてはいけない。（櫛→勧誘目的不明示、再勧誘の禁止）

情報格差等（リンゴ→不実告知）

さらに、白雪姫は孤独だった？！



必要なのは「王子様」ではなく「七人の妖精」＝支援者

（消費生活相談員、民生委員、近所の方々）

2 取引に巻き込まれしまう過程

事例 1（利殖商法）

大手証券会社名を名乗るAから電話があった。「外国紙幣のパンフレットが届いていないか、届いた人だけに購入権があり、値上がりは確実。非常に価値がある紙幣で是非購入権を譲って欲しい。」とのことだったが、話だけ聞いて電話を切った。数日後パンフレットが届いた。次にパンフレットを送付したという会社代表者Bから電話があった。Bは会社を6つ経営しており、ビジネス成功の恩返しに埼玉県民だけにこの紙幣を案内したいとのことだった。「1口13万円10口単位で購入できる」と言われ、最初は10口分を振り込んだ。その後Aが頻繁に来訪し、「後で高値で買い取るから」と言い、私の名義で購入した。また購入優先権を維持するためにとか、100株単位であれば高額で買い取るという業者からも連絡があり購入した。こうして次々買い増し、手数料込み合計約3000万円、220枚の紙幣を購入した。数日前、最後の買増分の振り込みを終え、換金日が昨日の約束だったが連絡が取れなく音信不通となった。

事例 2（催眠商法）

玄関のドアを開けたところ、男性がひとり立っていた。その男性は「新聞の折り込みに入れても皆さんに見て頂けないので。」と言って、日用品が載ったチラシを見せ、ハンガーやラジオ付きの懐中電灯などをくれた。「健康に関するイベントをやります。他の日用品も無料で差し上げるので来て下さい。午後1時頃に迎えに来ます。」と言った。約束の時間に、その男性が迎えに来て、近所のお宅の六畳間の部屋に案内された。

部屋では別の司会役の男性が話を始め、私達を笑わせたり、介護や色々な健康の話をしながら、段ボール箱に入っていた様々な日用雑貨品を取り出し、「これ欲しい人！欲しい人は大きい声を出して手を上げて」などと言って、大きな声を出して手を上げた人達に無料で配った。

1時間位経った頃、司会役の男は、冷え症、関節痛、腰痛などの話を始め、「血液が滞るので冷え症になる。膝や腰は痛くないですか。血流を良くしなければ痛みが無くなりません。」などと言い、Aという商品を出してきて説明を始めた。説明しながら、来ていた全員にAを試用させた。司会役の男性が、「欲しい人は手を上げて。」と言ったので、大きな声で返事をして手を上げた。その場にいた全員が手を上げたので、皆も無料でもらえると思っていたと思う。

すると司会役の男性は、私を含めた4人を指し、「今日は4台しかありません。この人たちは残して下さい。」などと言って、他9人を帰らせた。

無料でもらえると思っていたところ、司会役の男性が「これは販売させてもらいます。」と言ったので、初めてAを販売する為に日用雑貨品を無料で配っていたことに気が付いた。

事例 3（通信販売）

私はスマートフォンに無料で通話やメールができるアプリを入れている。そのアプリの利用者から「芸能人の相談にのって欲しい」というメッセージが届いた。悩んでいる人がいるならメールをしてもいいかなという気持ちで返信をしたところ、サイトのURLが送られてきたので登録した。無料だと思ってメールのやり取りをしていたが、途中からポイントが必要になった。芸能人の所属事務所の人が「料金は必ず支払う」と言ったので、クレジットカードでポイントを購入した。芸能人からアドレスを直接交換したいと言われ、彼の大学時代の後輩だという人が間に入ってアドレスを教えるとのことだったのでメールのやり取りをしたが、結局、アドレス交換は出来なかった。料金が心配になったので、所属事務所の人に支払いについて再度確認し、必ず支払うと言ったので、信用してさらにポイントを購入した。総額4万5千円分を購入したところで、これ以上支払うのは無理だと思ったが、このままやめたら相手から非難されるのではないかと怖くなって警察に相談した。

3 消費者被害をなくすために。

- ・ 契約締結できなくても消費者は困らない。
- ・ 消費者にお得な話はまずない！
- ・ 「いい人」にならない。
- ・ 個人情報の適切な管理→電話帳からの削除
- ・ 「訪問販売お断り」、留守番電話の活用、きっぱり断る→アサーティブネスの習得
- ・ 周囲のさりげない見守り

契約する前に、センターや周囲の人に相談を！
契約後、少しでも不安な時は、すぐ相談を！



消費生活センターへ

埼玉県消費生活支援センター
048-261-0999（川口）

高橋 尚也さん（立正大学心理学部 専任講師）

1 消費者トラブルの実態・概要

● 悪質商法

特定商取引 [点検商法・次々販売商法、催眠商法、靈感商法、かたり商法、原野商法・資格商法、利殖商法、その他（アポイントメント、キャッチ、マルチ）] 資産形成事犯

● 振り込め詐欺（オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺など）

→これらの消費者トラブルに対しては、「誰でもだまされる」可能性がある

→人間の行う判断は、生々しさ（現実感・リアリティ）によって左右され、不確実さを伴っている

2 消費者トラブルに潜む心理テクニック

● 説得的コミュニケーション

送り手の要因と受け手の要因に加え「メッセージの要因」

メッセージが「一面提示」か「両面提示」か「恐怖喚起」か。反復したり希少性を訴えたり。

※恐怖喚起アピール・・・推奨された行動を取らないと、恐ろしい結果を招くとおどかさ説得法

※希少性の原理・・・手に入りにくくなると、その機会がより貴重なものに思えてくる

例：閉店間際のセールなど・・・ヒューリスティクスと心理的リアクタンス

● 要請技法

①ドア・イン・ザ・フェイス：過大な要請を行い、拒否されたら本命の要請を出し承諾させる

※返報性：他者から受けた利益や行為と同種・同程度のものを他者に返すべきとの規範

②フット・イン・ザ・ドア：小さな要請からはじめ、関連する大きな要請を最終的に承諾させる

※コミットメント：個人が立場を明確にすると、その行動によって自らが縛られてしまう

※一貫性：自分がすでにしたことと一貫していたい欲求

③ロー・ボール：与えておいて取り上げる

● 集団状況での被説得性

①多数派への同調：バカバカしいことでも同調

②集団凝集性・集団幻想：共通の行動・みんな一緒・・・「われわれ感」

③内集団ひいき：「われわれ」は『善』、「われわれ以外」は『悪』

④情報の選択的接触：一般社会から隔離、外部情報を遮断し、限られた情報のみにさらす

上下のコミュニケーションや、感覚遮断・生理的ストレス

3 消費者トラブルの予防と豊かな地域生活・・・「誰でもだまされる」のだから、予防を考える

詐欺や悪質商法は、いずれも加害者と被害者との人間関係の中で行われ、人がもつ「関係欲求」につけこみ、被害者に経済的・心理的ダメージを与え、個人の精神的な回復力（レジリエンス）を奪う

● 日常的な予防

①説得への抵抗（希少性：欲求とモノの質は違う、返報性：拒否・申し出の意味考慮、コミットメント：小要請でも注意）

②あいまいさやストレスに対する耐性をつける（あいまいさ耐性が低い＝即時に判断してしまう）

③人づきあいを広くする（外部情報に接する機会を増やす）

④新しい知識・情報を入手する

⑤自分の弱点をつかむ

● まさかのときには・・・

「危うきに近寄らず」「うまい話はない」「ひとりで判断しない・行動しない」「すぐに契約・返事をしない」

「持続・再生可能なエネルギーを考える」

①～「防災・エコ・福祉のまちづくり研究会」からみえてきたこと～

佐藤 健一さん（埼玉自治体問題研究所 理事）

「持続可能な社会」をいかにつくるか

1 「防災・エコ・福祉のまちづくり研究会」とは

(1) 3つの研究会

- ・埼玉自治体問題研究所とは
- ・「防災・エコ・福祉のまちづくり研究会」、「議会改革研究会」、「子ども子育て地域政策研究会」

(2) なぜ「防災・エコ・福祉のまちづくりなのか」

- ・東日本大震災であらためて明らかになったこと

2 葛巻町・住田町の地域に立脚したエネルギー施策を見て

(1) ミルクとワインとクリーンエネルギーの町 岩手県葛巻町

(2) 森林・林業日本一の町づくり 岩手県住田町

(3) 二つの町の特徴と課題

- ・地域の資源を最大限に活かす
- ・生活、産業と結びついた自然エネルギー施策
- ・自然エネルギーだけでは、地域は成り立たない

3 持続可能な住まいづくりの方向性

(1) 「スマートハウス」はどこに向かうのか

- ・省エネルギー ⇔ 高設備

(2) これからの住まい方とエネルギーの使い方

- ・和的エネルギー消費方法 ～住まいは夏を旨とすべきか
- ・パッシブソーラー
- ・都市ダム

4 持続可能な生活と社会は住民の手で

(1) エネルギーの安全保障

- ・「想定外」ではなく「想定しなかった」ことによる震災被害
- ・見えないシステムに無批判に依存しない

(2) 1%がリードする社会から99%がつくる社会へ

- ・小規模・多様・多極分散・自立型の再生可能エネルギー施策を

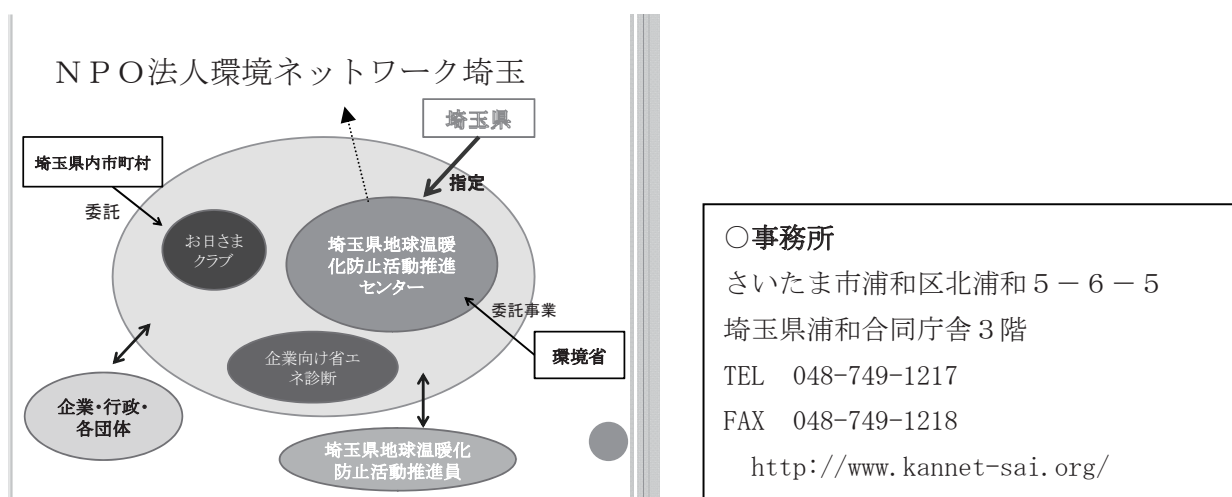
第4
分科会

「持続・再生可能なエネルギーを考える」

②～「おひさま発電所」の取り組みについて～

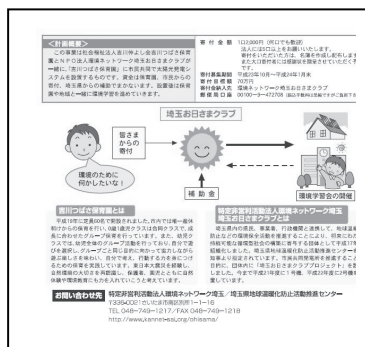
秋元 智子さん（NPO 法人環境ネットワーク埼玉事務局長）

当団体は、地球温暖化防止を始めとする環境保全活動を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」24条によって定められた「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を目指すNPOとして、平成17年1月8日に設立しました。同年4月に法人登記が完了し、埼玉県より「埼玉県地球温暖化防止活動推進センター」の指定を受け、活動を開始しました。主に地球温暖化防止に関する「啓発・広報活動」「活動支援」「照会・相談活動」「調査・研究活動」「情報提供活動」を実施しています。県内の行政、事業者、民間団体、消費者団体の協働のもと地球温暖化対策を進めていくひとつの好例となるよう、埼玉県発の情報発信に取り組んでいます。



〇埼玉おひさまクラブ

当団体会員の中で自然エネルギーへの推進活動を行いたいものが集まり、自主活動を行っています。自然エネルギーの中でも、特に太陽の光エネルギー利用を普及するために、寄附や補助金などを原資として、太陽光市民共同発電所設置を行っています。現在3基設置し、今年度4基目の設置準備を行っています。多くの市民参加により、保育園などの公共的な施設の屋根に太陽光パネルを設置することで、自然エネルギーへの普及啓発を図るとともに、地域の環境の拠点作りや環境学習の推進も目指しています。



「持続・再生可能なエネルギーを考える」

③グリーン電力供給～生活クラブ生協埼玉での取り組み～

小林 孝行さん（生活クラブ生活協同組合組織部長）

検討経過

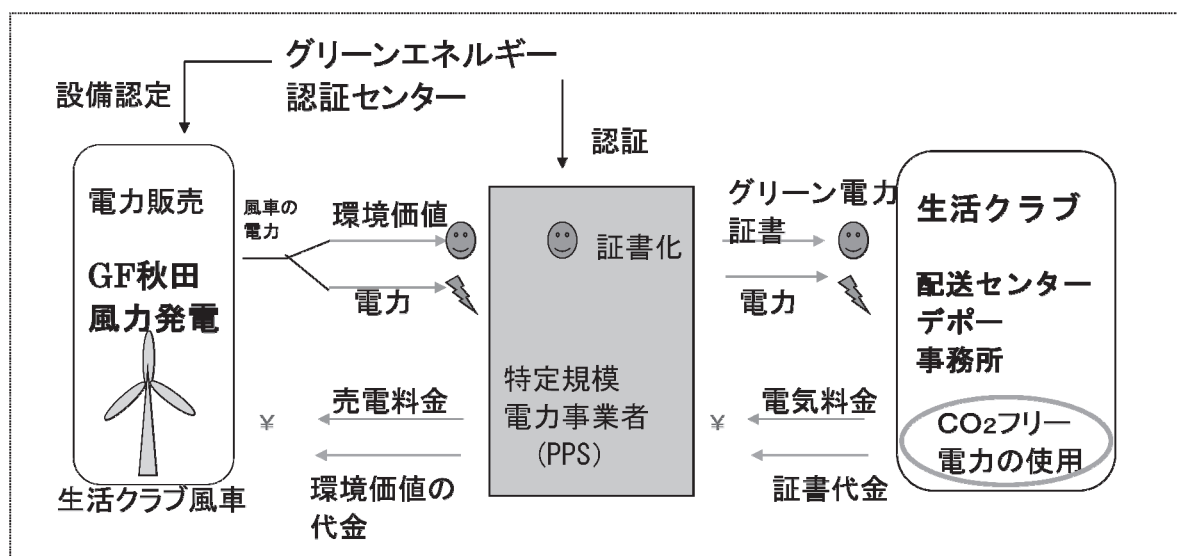
- 1.地球温暖化対策としてのCO₂削減をどうすすめるか。（連合会指針07年対比25%削減）
⇒省エネだけでは無理⇒省エネとあわせて化石燃料に頼らない生活を広げることが必要。
- 2.エネルギーを自分たちでつくって、自分たちで自治することでCO₂を削減する。
- 3.CO₂排出のウエイトを占めている電気に着目し、再生可能エネルギーを広げる社会運動へ

生活クラブ風車事業概要

- 場 所：秋田県にかほ市金浦
- 事業目的：生活クラブによる風力発電事業と
グリーン電力の購入
- 事業主体：一般社団法人グリーンファンド秋田（2011年7月生活クラブが出資し参画）
- 定格出力：2,000Kw クラス 1基
- 発生発電量：467.5万Kwh/年（予測）
（一般世帯の約1,200世帯分）

生活クラブ事業所へのグリーン電力供給

生活クラブ風車で発電した電気と環境価値をセットで、生活クラブが購入し、使う新しい取り組みです



第 4
分科会

「持続・再生可能なエネルギーを考える」

④埼玉エコタウンプロジェクト ～創エネと省エネでエネルギーの地産地消を埼玉から～

（埼玉県環境部エコタウン課）

再生可能エネルギーを中心とした創エネと徹底した省エネに取り組むことにより、エネルギーの地産地消を具体的に進めるプロジェクトを推進する。

1 埼玉エコタウンプロジェクト実施市町を指定

（平成 24 年 4 月決定、5 月 1 日発表）

- 住、商、工、農の各分野で取組むモデル
＝埼玉エコタウンとして本庄市と東松山市を指定。（市を指定）
- 埼玉エコタウンプロジェクトを先導的に進めるための課題突破モデルとして埼玉エコタウン・イニシアティブプロジェクトとして指定。
（プロジェクトを指定）

坂戸市＝団地の再生やスマート住宅群の整備を進めるプロジェクト

秩父市＝豊富な自然資源を活かし地域活性化につなげるプロジェクト

寄居町＝先進的なエコファクトリーやメガソーラー設置を進めるプロジェクト

2 多様な取組の実施

創エネ、省エネ、蓄エネ、エネルギーのスマート化や環境関連全般について多様な取組を実施していく。特に、既設住宅での取組を検討、実施していく。

- 既設住宅のスマート化
- 商工農業のエネルギースマート化
- エコ交通システム
- 太陽光発電のローコストモデル（太陽光発電の一括導入）などによる創エネの拡大 など

「思春期の子どもの苦悩に目を向けて」 ～『いじめ』を考える～

前島 康男さん（東京電機大学 教授）

[はじめに] 1975 年以降、日本の子ども青年の間には、いじめ、非行・暴力、登校拒否・不登校、高校中退・ひきこもり、半失業・無業、摂食障害、自殺、宗教熱、そして性的逸脱などの問題が次々に起こってきました。そして、最近では、以上の問題に付け加えて、リストカット、学級崩壊の問題なども起こっています。

本分科会では、昨年 10 月に滋賀県大津で起こった中学 2 年生のいじめ自殺事件、埼玉県草加市で本年 4 月に起こった中学 2 年生が同級生数人に強要されて校舎のひさしから約 3 メートル下の通路に飛び降り重傷を負う事件などから、いじめ問題が四たび社会の関心を集めていることから、このいじめ問題に焦点を当て、思春期の子どもたちはいまどうなっているのか、そして親としてできることは何かなどを考えて行きたいと思います。

1、1970 年代半ば以降から広がる子どもの問題行動と、いじめ問題

1960 年代の日本の高経済成長を経て、大量生産・大量消費・大量廃棄社会の出現、そして、1970 年代以降の情報化社会の出現、受験競争の激化・管理教育の強化などの影響を受け、子どもたちの中で、一方では非行・校内暴力などで問題提起しますが、他方登校拒否・不登校の小・中学生が 1975 年の 10,534 人から、1998 年の 106,666 人に約 10 倍増加する（年間 50 日以上欠席した生徒）、また、年間 30 日以上欠席した小・中学生は 1991 年の 66,817 人が 2001 年の 138,722 人に約 2 倍に増え続けます。

そして、登校拒否・不登校とも関連するいじめも、1970 年代半ばから問題化し、いじめ自殺・いじめの仕返し殺人などが起こりはじめます。

2、いじめ・いじめ自殺の三つのスプリングボード（資料）

- (1) いじめ・いじめ自殺は 1970 年後半以降一貫して続いていましたが、特徴的ないじめ自殺、文部省・文部科学省のいじめ統計、社会的（マスコミなどの問題の取り上げ方などにより、三つのスプリングボードを経て、現代の特徴を帯びる様になりました。
- (2) ①第一のスプリングボードは、あの「葬式ごっこ」で有名になった、東京都中野区の鹿川裕史君のいじめ自殺事件です（1986 年）。
②第二のスプリングボードは、長文の遺書を残しいじめられて自殺した愛知県西尾市の大河内清輝君いじめ自殺事件です（1994 年）。
③第三のスプリングボードは、文科省のいじめ統計が一举に 6 倍以上に跳ね上がる契機

となった、福岡県筑前町の森啓祐君のいじめ自殺事件です（2006 年）。

＊なお、1999 年から 2005 年まで文科省統計ではいじめ自殺はゼロとなっていますが、実際は 34 人です。（資料）

3、いじめとは

（1）いじめの定義

- ①文部省・文科省の定義（その歴史的変遷は資料）・・・1、一定の人間関係にある者から、2、心理的・物理的な攻撃を受けたことで、3、精神的な苦痛を感じているもの　なお、起こった場所は学校の内外を問わない（2006 年）。
- ②警察庁の定義・・・単独または複数の特定人に対して、身体に対する物理的攻撃または言語による脅し、いやがらせ無視等の心理的圧迫を反復継続して加えることにより、苦痛を与えること（1985 年）。
- ③前島の定義・・・子どもの権威主義的・差別的な集団形成の一つの方法として、少数の子どもたちを多数が相当長期にわたり物理的・言語的に一歩的に攻撃し、その結果支配一被支配の関係を再清算する差別行為（拙著『増補・いじめ—その本質と克服の道すじ—』）

（2）いじめの三つの態様・特徴

- ①「無視」、「ハブく」などの排除型（絵本『わたしのいもうと』、『わたしのせいじゃない』など、参考・拙著『大学教育と「絵本の世界」—障害児・いじめ・不登校問題を考える—』）
- ②「囲い込み型」（鹿川君、大河内君そして、大津のいじめ自殺事件が典型）。
- ③新しいネットいじめが登場。

4、いじめ克服の道すじ

（1）誤ったいじめ克服の仕方

- ①文部科学省の考え方・・・「厳罰主義」にたっているが、今日のいじめの根本的原因になっている「過度に競争主義的な教育制度」（国連子どもの権利委員会第 3 回最終所見、2010 年 6 月）を一切変えようとしていない（例、全国一斉学力テスト）。
- ②内藤朝雄の克服の仕方・・・NHK 等ではいじめ研究の第一人者と持ち上げられている、内藤朝雄の『いじめの構造』などによると、内藤はいじめをなくすには「学級制度の廃止」そして「教育バウチャー制の導入」をうたっている。

（2）正しいいじめ克服の道すじについて一竹内常一、高垣忠一郎、佐藤学等に学んで一

- ①いじめは、社会・おとなのあり方の反映である点から、国民総掛かりで、社会・文化・生活のあり方を根本から変えて行く取り組みが必要。
- ②学校・学級を欧米並みの 20 人学級、男女 2 人ずつコの字型の授業、2 人クラス担任制などに変えて行く。学校・学級に協同・共同の学びを広げて行く。
- ③競争教育の中で奪われた自己肯定感を取り戻し、「自分が人であって大丈夫」という自己肯定感を育てよう。

第48回埼玉県消費者大会実行委員会参加団体の紹介

(2011年4月～2012年5月まで)

埼玉県地域婦人会連合会 会長 柿沼 トミ子	〒330-0075 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプラザ2階 TEL 048-822-2466 FAX 048-824-3083
【活動】①第46回くらしの教養大学（「悪質商法と振り込め詐欺 ～事例と対処法～」）「元島民の北方領土を語る会」「米の消費拡大運動・米粉推進事業」 ②2011 フォーラムサラ：テーマ「元気な地域社会をめざして」「消費者の標準化入門セミナー」 ③結核予防のための複十字シール運動 ④北方領土返還要求運動 ⑤ちふれ化粧品購入運動 ⑥結婚相談 ⑦「緑の銀行」募金活動 ⑧ 会員相互の親睦や教養を高めるための観劇などの文化鑑賞	
【行政の審議会等の参加】 厚生科学審議会（厚生労働省） 男女共同参画推進連携会議（内閣府） 国立女性教育会館の在り方に関する検討会（文部科学省） 消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会（消費者庁） 東京電力電気料金チェックポイント検討チーム（消費者庁） 消費生活審議会、医療審議会、社会福祉審議会、地方薬事審議会、卸売市場審議会、公衆浴場入浴料金審議会、埼玉県社会福祉協議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、彩の国コミュニティ協議会、他協議会・委員会多数	【広 報】年2回(各1万部) 【会員数】7,500人 【設 立】1948年3月11日 【運 営】総会(年1回)、本部役員会(年2回)、常任理事会(年5回)、

新日本婦人の会埼玉県本部 会長 加藤 ユリ	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-3-10 黒澤ビル2F TEL 048-829-2307～9 FAX 048-829-2313
【活動】①家計簿運動 ②地球温暖化防止のとりくみやNO₂測定、原発学習会・公園などの放射能測定 ③日本の農業を守り、食の安全を守る運動として、みそ作り、田植え、稲刈り、枝豆まつりなど産直運動 ④介護保険・医療改悪反対の学習と自治体との話し合い、子育て支援として子ども医療制度など、社会保障拡充の運動 ⑤30人学級実現のための運動と、学校の設備改善運動 ⑥「赤ちゃん・親子リズム」など若い母親の育児サークルの運営 ⑦核兵器壊滅のための写真展や戦争展、署名活動・憲法改悪反対の学習会など平和の取り組み ⑧各自治体の消費生活展に参加 ⑨公園・駅・道路など改善運動 ⑩女性の地位向上のための学習など	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県女性問題協議会、埼玉県消費生活審議会、埼玉県卸売市場審議会	【広 報】新婦人しんぶん 【会員数】8,100人 【設 立】1962年 【運 営】県本部大会(2年1回)、県本部委員会(2ヵ月1回) 常任委員会(月1回)

埼玉県生活協同組合連合会 会長理事 伊藤 恭一	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
【活動】 1. 「消費者の権利の確立」をめざす運動：消費者行政の充実を求める運動、県内消費者団体との連携を強める、埼玉消費者被害をなくす会への支援等 2. 食の安全を求める取り組み：埼玉県食品安全局との「消費者懇談会」、食の安全県民会議参加等 3. 安心してくらす社会をめざす運動：消費者大会プレ学習会「世界で一番幸せな国～今こそ知りたい！デンマークのくらしと医療福祉～」 「そうだったの？TPP～TPPの正体、その狙いは～」 4. 環境の運動 ①「家庭の電気ダイエットコンクール」実施、生協組合員 628 人参加 ② NO₂測定(年 2 回：3,139 件) 5. 福祉の運動：福祉運動の進め方や交流、介護保険についてミニ学習 福祉学習会「これからの社会保障を考える」 6. 平和の運動 ①平和・市民 5 団体共催「核兵器のない世界を子どもたちのために、吉永小百合原爆詩の朗読と映画の集い」 1,800 人参加 ②平和・市民 5 団体懇談会開催と非核 3 原則の法制化を求める市町村議会への請願活動 ③原爆死没者慰霊式参加 ④「ヒロシマ・ナガサキ行動」に参加 7. 災害対策と東日本大震災での支援活動 ①被災地への物資・人的支援に取り組む ②さいたまスーパーアリーナ、旧騎西高校に避難の双葉町避難者への炊き出し支援 ③地方公共団体や他団体と連携し、埼玉県の図上訓練、「帰宅困難者徒歩訓練」の参加。他災害対策委員会開催。8. 第 47 回埼玉県消費者大会実行委員団体として取り組む。	
【行政の審議会等の参加】 消費生活審議会、同消費者苦情処理部会、環境審議会、同環境基本計画小委員会、食の安全県民会議、卸売市場審議会、畜産協議会、農産物輸出促進協議会、建築物安全安心推進審議会、彩の国さいたま魅力づくり推進協議会、ヘルシー・フロンティア埼玉県民会議、国際交流協会、農林業賞選考委員会、	【広報】 情報(月刊)、写真ニュース(季刊)、さいたまの生協(年 1 回)、ホームページ、埼玉新聞に生協特集掲載(年 2 回) 【会員数】 17 生協 約 210 万人 【設立】 1972 年 6 月 【運営】 総会(年 1 回)、理事会(年 6 回)、他各種委員会

埼玉母親大会連絡会 代表委員 宮前 やす	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-14-11 ゆないてい浦和 TEL・FAX 048-822-1817
【活動】 ①第 56 回埼玉母親大会開催 (埼玉県・東松山市・川島町・吉見町・ときがわ町・鳩山町・嵐山町・小川町・東秩父村・滑川町後援) 6 月 19 日国立女性教育会館又エック 参加 1,200 人、記念講演「21 世紀を生きるよろこび、働くよろこびへ」後藤宣代さん 分科会(子育て・教育・くらし・福祉・働き方・環境・平和・映画・見学など 18 分科会) ②県・地域母親大会で話し合った内容をまとめ県行政に要請していく。11 月県担当部課と話し合い。同 11 月知事と懇談。文書でも回答を受け各参加団体の運動の参考とする。 ③12 月 8 日「赤紙」と呼ばれる第二次大戦時の召集令状のモデルを県内の主要駅頭で配り、平和の大切さをアピールする。	
【行政の審議会等の参加】 なし	【広報】 母親通信 【会員数】 21 県域団体、38 地域実行委員会 【設立】 1955 年 【運営】 埼玉母親大会(年 1 回) 埼玉母親大会実行委員会(月 1 回) 埼玉母親大会常任委員会(月 1 回)

埼玉公団住宅自治会協議会 会長 佐藤 利彦	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 3-15-6 TEL 048-832-4937 FAX 048-831-7888
【活動】 「公団住宅を公共住宅として継続して欲しい」をスローガンに活動しています。2011年7月に都市機構の改革に係る国土交通大臣から工程表が発表になりました。賃貸住宅の民営化、縮小の方向提示で埼玉自治協は、2011年度全国統一行動という居住者全体で一致して取り組む運動を進めてきました。 2011年9月に「第9回団地の生活と住まいのアンケート」（3年毎に取り組んでいる）に取り組み237団地10万586戸から回答があり、70歳以上が全体の43%、年金世帯が39.1%、ずっと住みたい78%ということでした。2012年3月には、公団住宅の継続、居住の安定で埼玉県内の北本、上尾、草加、朝霞、久喜、和光、さいたま市、狭山、春日部、幸手、新座の11市で請願が採択され、国に意見書をあげる運動に取り組んできました。又、2011年10月に前田国土交通大臣に面会要請しました。	
【行政の審議会等の参加】	【広 報】 埼玉自治協ニュース随時、埼玉自治協機関紙（年3回） 【会員数】 38,000 世帯 【設 立】 昭和55年

埼玉県生協ネットワーク協議会 会長 滝澤 玲子	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
【活動】 1. 学習活動 ①「世界が平和に向かうために」②米粉の学習・調理実習 ③「生かされて今」④「防犯のまちづくり」「我が国財政の現状について」 2. 庁舎訪問 ①公正取引委員会 ②農林水産省・消費者の部屋・食堂 3. 生協の活動交流 ①各生協との交流（6生協の活動、各生協の福祉の取り組み）②JA 埼玉県女性組織協議会との交流（2012 国際協同組合年について、震災後の生協の取り組み） 4. 他団体への協力 ①埼玉県母親大会 ②婦人問題会議 他	
【行政の審議会等の参加】 彩の国コミュニティ協議会、埼玉県消費生活審議会、埼玉県宅地建物取引業審議会、埼玉県食の安全県民会議、埼玉県農産物安全技術専門委員会、埼玉県卸売市場審議会、埼玉県地方薬事審議会、「いつでもどこでも埼玉産」地産地消推進協議会、埼玉県消費拡大推進連絡協議会、財務省関東財務局財務モニター、埼玉県園芸振興審議会、埼玉県畜産協議会	【広 報】 情報（月刊） 【会員数】 136万人 【設 立】 2002年7月 【運 営】 全体会（1回）、運営委員会（年8回）、公開学習会企画委員会（年3回）、協議会（年5回）、公開学習会（年1回）

コーペル 代表 奈良原 ノブ子	〒332-0012 川口市本町 4-2-3 友愛センタービル 3F TEL 048-251-3089 FAX 048-253-8995
【活動】 ①米消費拡大事業：米粉活用料理教室 ②味噌づくり ③福祉活動：深谷盲人養護老人ホームへ古切手、雑巾などを寄贈 ④マイブランドの会（リフォーム）、体操教室、環境勉強会、遊歩隊（歩き旅を楽しむ）、観劇会、親睦食事会など	
【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、県稲苗審議会、県米消費拡大推進連絡協議会、県地産地消推進協議会、農林総合研究センター試験研究モニター会議、NPO 消費者被害をなくす会	【広 報】 コーペルニュース 月1回発行 1998年12月初版。テーマに応じて特集号を発行。 【会員数】 1,000人 【設 立】 1960年6月23日（創立大会） 【運 営】 大会（年1回）、理事会（月1回）、臨時大会あり

生活協同組合さいたまコープ 理事長 佐藤 利昭	〒336-8523 さいたま市南区根岸 1-5-5 TEL 048-839-2711 FAX 048-865-3158
【活動】1.日本を食卓から元気にしたい ①商品を通した社会貢献や環境保護の取り組み「ハッピーミルクプロジェクト+ぷらす」「佐渡トキ環境整備基金」「美ら島応援基金」 ②地産地消の推進、食料自給力向上エコ循環米、お米育ち豚利用促進 ③田んぼのがっこう・畑のがっこう・たべる＊たいせつキッズクラブを通した食育の推進 2.コープみんなでエコ! ①「エコたんけん隊」「エコアクション2011!みんなで節電!めざせマイナス20」「コープ秩父の森 森づくり」を実施 ②マイバック持参による袋の削減とリサイクル率の向上 3.コープでもっと子育て ①親子ひろば、地域子育て支援拠点づくり、事業所内保育、子ども職場見学・体験、子ども安全教室 ②埼玉県「パパ・ママ応援ショップ」「赤ちゃんの駅」登録 4.くらしの安心を地域とともに ①「くらしのたすけあいの会」「ふれあい食事会」「ふれあい喫茶」を実施 ②買い物弱者支援 ③自治体などと協同「見守りネットワーク」「地域支えあいマップシミュレーション」実施 ④埼玉県と包括的連携協定の締結 ⑤ユニセフ一般募金 ⑥市民活動助成金(41団体 878万円を助成) 5.東日本大震災復興支援「つなげよう笑顔」 ①募金活動:1億5千万円 ②県内避難者支援では旧騎西高校で「避難所応援隊」を結成 ③組合員、職員ボランティア派遣、災害復興・生活復興を支援	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県卸売市場審議会、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会、埼玉県シラコバト長寿社会福祉基金運営部会、埼玉県社会福祉協議会、埼玉県農産物安全技術専門委員会、さいたま市消費生活審議会	【広 報】 ①地区ニュース (8地区でそれぞれ月1回) ②「CO-OPネットワーク」(隔週) ③にじのひろば(月1回) 【組合員数】 878,931人 2012年3月20日現在 【設 立】 1970年9月 【運 営】 理事会(毎月)、政策検討会(毎月)、理事・副ミーティング(毎月)、エリア会(月2~3回)など

生活協同組合パルシステム埼玉 理事長 坂本 美春	〒335-0005 蕨市錦町2-10-4 TEL 048-432-7754 FAX 048-432-7798
【活動】1.食の安全安心 ①「100万人の食づくり」運動の推進 ②商品づくりへの思いやこだわりを学ぶ学習会 ③生産者を招いた産直講座の開催 2.地産地消の推進 ①日本型食生活の普及 ②大豆トラスト運動 ③田んぼ・畑の農業体験 ④埼玉産直協議会『農・彩・土』設立 3.くらしの課題解決 ①消費者被害に関する学習会 ②古武術介護講座 4.平和への取り組み ①被爆体験の講演会 ②フィリピン・ネパールの子どもたちとの文通 ③韓国文化の学習会 5.環境保全 ①エネルギー問題学習会 ②石けんの利用普及 ③田んぼ生き物観察 ④街の生き物観察など 6.その他 ①市民活動支援金助成(8団体250万円) ②パルシステム埼玉平和募金(130万円) ③タイ洪水被害支援募金(91万円) ④トルコ地震被害支援募金(80万円)	
【行政の審議会等の参加】 埼玉県食の安全オンプズ会議 埼玉県食の安全県民会議、埼玉県畜産協議会 埼玉県卸売市場審議会	【広 報】 あすーる(月刊) 【会員数】 161,301人 【設 立】 1951年5月 【運 営】 総代会(年1回)、理事会(月1回)、各種委員会

医療生協さいたま生活協同組合 理事長 神谷 稔		〒333-0831 川口市木曾呂 1317 TEL 048-294-6111 FAX 048-294-1490
【活動】 1992 年に 6 つの医療生協が合併して誕生し、おかげさまで今年 20 周年を迎えました。今年、「この先 10 年の地域の安心をみんなで作ろう」をメインテーマに、事業と健康づくりで安心してらせるまちづくりをすすめる方針です。健康に不安があるとき、健康診断を受けたいとき、埼玉県内に 4 病院、8 診療所、3 歯科、2 老健保健施設、17 ケアセンターを利用できます。健康ひろばが県内に 240 ヶ所、おしゃべりが何より楽しい安心ルームが 80 ヶ所、認知症について学ぶ脳いきいき教室や保健教室、くらしの学校を開催しています。放射線量測定運動やウォークイベント募金、福島の子どもたちリフレッシュ企画、福島へ医師・看護師派遣など大震災支援を行います。合併 20 周年キャラクターの「ココロン」をよろしく。		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県地方薬事審議会	【広 報】 けんこうと平和(月刊)、さえら(隔月刊) 【会員数】 23 万 7,355 人 【設 立】 1992 年 【運 営】 総代会(年 1 回)、理事会(年 12 回)、他各種委員会	

さいたま住宅生活協同組合 理事長 本山 豊		〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12 TEL 048-835-2801 FAX 048-822-7455
【活動】 ①消費者住宅セミナー NPO 消費者住宅フォーラムとの共催による公開講座「冬の省エネ対策と地震に強い住まいづくりの秘訣」を開催。 ②無料住宅診断 組合員の住まいを一級建築士が調査診断し、住まいを長持ちさせる適切な手入れ方法を組合員に提案している。 ③業者研修会 協力業者の、業務の力量アップのための研修。		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県建築安全安心推進協議会委員	【広 報】 快適住まい(年 3 回) 【会員数】 23,370 人 【設 立】 1992 年 8 月 【運 営】 総代会、理事会(年 9 回)、各種委員会	

埼玉県労働者共済生活協同組合(全労済) 理事長 片山 修三		〒338-8504 さいたま市中央区下落合 1050-1 TEL 048-822-0631 FAX 048-822-0865
【活動】 ①県内住居者、勤労者への共済事業の推進 ②県内各店舗での保障に関する相談対応 ③助成事業の実施(環境保全・子供支援活動団体) ④組合員、地域住民を対象としたセミナーの開催(防災セミナー、認知症サポーター養成講座) ⑤小学生「作文・版画コンクール」の開催 ⑥暮らしの安心サポートサービスの実施(健康、育児、介護、年金、法律、税務、住まい) ⑦埼玉県スポーツ少年団小学生軟式野球交流大会への特別協賛		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 セーフティファミリー(地域組合員用年 2 回、職域組合員用年 1 回) 【会員数】 66.1 万人 【設 立】 1964 年 3 月 【運 営】 総代会(年 1 回)、理事会、各種委員会	

JA 埼玉県女性組織協議会 会長 見川 せつ子		〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 3-12-9 TEL 048-829-3023 FAX 048-822-2036
【活動】 ① J A 女性部員として従来の活動に加え小学校や地域への出前講座や地産地消の取り組みに一層取り組み、組織拡大を図る。 ② 地球温暖化対策として J A 女性エコライフ宣言に取り組み、節電コンクールを実施 ③ フレッシュミズ世代の育成として後継者育成や次世代対策への働きかけを実施 ④ 共同購入運動の推進として信頼と安心の商品選定を行い共同購入運動を展開 ⑤ 被災地支援および協同組合間連携としさいたまコープらと共同で被災者支援（炊き出し）を実施		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 ホームページ開設 【会員数】 13,883 人 【設 立】 1954 年 4 月 【運 営】 総会(5月)、組織代表者会議(17 組織年 4 回)、部会・代表者会議(年 1 回)	

埼玉県農民運動連合会 会長 立石 昌義		〒360-0111 熊谷市押切 2540-2 TEL 048-536-5960 FAX 048-536-5206
【活動】 ① TPP 参加阻止 4.25 中央集会（日比谷野外音楽堂）に約 50 名参加。8/30 浦和駅頭で北川辺地区の新米を無料配布しながら宣伝行動 約 20 名参加。 ② 9/13 東京電力福島第一原子力発電所の原発事故による農畜産物の損害賠償を求め、東電本社に抗議と申し入れ。埼玉から 4 名、福島から大型バス 4 台。 ③ 農水省、関東農政局に米の価格安定策などで要請。 ④ 都市農業振興「市街化区域内農地を、農地並み課税に」のシンポジウムを関東ブロック協議会で行う。		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広 報】 新聞「農民」（週刊） 【会員数】 1,000 人 【設 立】 1974 年 9 月 【運 営】 理事会(隔月)	

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本 誠司		〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5 (埼玉県生協連内) TEL048-844-8971 FAX 048-844-8973
【活動】 消費者団体訴訟制度を担う適格消費者団体として差止請求訴訟を行う権利を持ち、消費者契約法・景品表示法・特定商取引法に違反する事業者の不当行為等に対し、改善を求める活動を行っています。また消費者行政の調査や広告のチェック活動などの調査活動も行っています。 1.事業者へ是正を求める活動 2011 年度は、不動産賃貸業者の契約書における不当条項の使用差止を求め、なくす会として 2 件目となる差止請求訴訟を提起しました。その他に、8 事業者に対して延べ 16 件の問い合わせと申し入れを行いました。着物レンタル事業者、軽未使用車販売事業者について申し入れを行い、消費者に不利益な規約、約款の一定の改定に結びつけることができました。 2.調査活動 ①「市町村における消費生活関連事業調査」 ② 不当広告表示の調査及び、改善要望活動 ③ 訪問販売・電話勧誘のアンケート調査 3.消費者啓発 学習会開催 4.情報提供 ① ニュースレター 年 6 回発行 ② ホームページの随時更新 5.消費者問題に関する社会制度の改善 パブリックコメント提出など		
【行政の審議会等の参加】 なし	【広報】 ニュースレター(年 6 回)、ホームページ 【会員数】 正会員 18 団体・個人 110 人 賛助団体 7 団体・個人 23 人 【設立】 2004 年 【運営】 総会(年 1 回)、理事会(年 7 回)、検討委員会(年 6 回)、活動委員会(年 11 回)	

埼玉県消費生活コンサルタントの会 代表 小島 裕子		〒335-0003 蕨市南町2-30-10 TEL・FAX 048-432-5422
【活動】 ①基礎法令事例研究会月1回開催 ②各審議会・委員会に委員として出席 ③埼玉県消費者大会・分科会協力 ⑤NPO法人埼玉消費者被害をなくす会協力 ⑥消費者行政充実埼玉会議出席 ⑦保険・金融・通信など各種業界団体との意見交換会 ⑧弁護士会との自主勉強会開催		
【行政の審議会等の参加】 埼玉県消費生活審議会委員、市等消費生活審議会委員、埼玉県トラック協会事業適正化評議会委員、埼玉県日照紛争調整委員会委員、埼玉県多重債務協議会	【広 報】 会員だより年3回発行、会報年1回、HP 【会員数】 130人 【設 立】 1965年 【運 営】 代表・副代表 各1名、監事2名、運営委員6名	

春日部市くらしの会 会長 齋藤 恂子		〒344-8577 春日部市中央6丁目2番地 春日部市役所暮らしの安全課内 TEL048-736-1111 FAX 048-733-3825
【活動】 ①消費生活展の開催 ②視察研修・役員研修の実施 ③消費者講座を市と共催で開催 ④埼玉県消費者大会への参加		
【行政の審議会等の参加】 春日部市水道事業運営審議会、春日部市社会福祉協議会評議委員、ごみ減量化・資源化等推進審議会	【広 報】 春日部市くらしの会だより(年1回) 【会員数】 120人 【設 立】 1968年 【運 営】 全体活動(総会・理事会含む)と5地区に分かれての活動	

加須市くらしの会 会長 杉沢 正子		〒347-0005 加須市下樋遣川 675 TEL 0480-68-5343 FAX 0480-68-5343
【活動】 (合併前の3地区くらしの会の活動報告) ①くらしの達人養成講座:「安全で安心な水道水の供給」「知っておきたい通販トラブル対処法」「米トレーサビリティ制度」②生き生き健康づくりセミナー:「ひざ・股関節の痛みとその治療法」「肩こり、腰痛予防健康体操」③消費生活セミナー:「住宅リフォーム成功の秘訣」「リサイクル講座」「身内の介護について」「笑いは健康のもと」「家庭でできるキムチづくり」④市内農産物直売所めぐり:彩北きのこセンター、綱川いちじく園、おおとね農業創生センター ⑤県外生産工場等視察研修:(長野県)豊上製菓、新田醸造、小諸ワイナリー ⑥郷土料理講座:太巻き花寿司 ⑦食の研究と調理実習:カルシウムの上手なとり方 ⑧宇都宮健児講演会「誰もが生きがいと希望のもてる社会をめざして」 ⑨クラブ活動(茶道・民謡)		
【行政の審議会等の参加】 加須市都市計画審議会、加須市コミュニティ協議会	【広 報】 くらしの会だより(年1回)、ホームページ 【会員数】 209人 【設 立】 2012年 【運 営】 総会(年1回)、理事会(月1回)	

久喜市くらしの会 会長 宮内 智	〒346-0003 久喜市久喜中央 3-9-16 TEL・FAX 0480-22-0048
【活動】①環境活動：牛乳パック、アルミ缶回収、廃油石けんづくり、ゴミゼロクリーン久喜市民運動参加 ②学習活動：講座 金融トラブルにご用心!! (11月)、市議会傍聴(6月)、社会見学：野田醤油工場、さいたま防災センター(7月)、フジッコ関東工場、埼玉環境科学センター(2月)、親睦旅行（静岡県堂が島温泉南伊豆）、県消費者大会・プレ学習会参加 ③福祉活動：久喜市福祉運動会協力、久喜の里ボランティア、歌謡クラブチャリティー発表会による社会福祉協議会への寄付(10月) ④久喜市他事業参加：久喜市民まつり、鷲宮コスモスフェスタ(10月)、栗橋ときめき祭り(11月)、防災訓練(9月)、久喜市男女共同参画、生涯学習事業、各公民館まつりの事業への参加 ⑤クラブ活動：生活、薬草、料理、和装、歌謡、フォークソング、吟詠クラブの活動を通じて、くらしや生活についての学習や現地視察、発表会等 ⑥その他：正月用品販売等	
【行政の審議会等の参加】 久喜市総合振興計画審議会、久喜市食育推進協議会、久喜市環境推進協議会、久喜市ゴミ減量推進審議会 久喜市男女共同参画審議会、久喜市人権啓発実行委員会 久喜市社会福祉協議会、久喜市コミュニティ協議会、埼玉県消費者被害をなくす会、他	【広 報】年2回 【会員数】350人 【設 立】1969年 【運 営】定期総会(年1回)、理事会(月1回) 部長会(年2回)

志木市くらしの会 会長 木下 里美	〒353-0002 志木市中宗岡 1-1-1 志木市市民生活部地域振興課 TEL048-473-1111(内線 2342)FAX 048-474-4462
【活動】①清涼飲料水・ジュース類に含まれる砂糖の量を調べ、砂糖類のとりすぎについて学ぶ夏休み子ども消費者教室開催 ②清涼飲料水やジュース類の砂糖の量をショーケースに展示し、一般市民の目に触れるよう展示している。 ③志木市コミュニティ協議会事業に参加 ④4市消費生活共同通信講座受講 ⑤いろはウォーキングに参加協力 ⑥新年会、研修旅行、講演会、料理教室など実施 ⑦消費生活展開催 ⑧地産地消(アグリシップ)販売に協力 ⑨マイバックキャンペーンに参加	
【行政の審議会等の参加】 志木市コミュニティ協議会、志木市社会福祉協議会、志木市消費生活展実行委員会、志木市マイバックキャンペーン実行委員会、志木市環境委員会	【広 報】会報(年3回) 【会員数】78人 【設 立】1973年 【運 営】定例会(月1回)、定期総会(年1回)

白岡市くらしの会 会長 川嶋 ヒロ子	〒349-0127 南埼玉郡白岡町千駄野 1335-14 TEL・FAX 0480-92-2734
【活動】①役員定例会、総会、懇親会、(共催) ②消費生活セミナー 悪質商法被害防止の啓発(セミナー、チラシの配布) ③1日教室(料理、編物、健康体操、視察研修、ウォーキング) ④外部事業 埼玉県消費者大会、わんぱく商店街協力、ふるさと祭り参加、白岡まつり参加、⑤花いっぱい運動、クリーン運動	
【行政の審議会等の参加】 蓮田・白岡衛生組合協議会、白岡市コミュニティ協議会、中心市街地活性化推進委員、埼玉県共同募金白岡支部社会協議会、白岡市推奨特産品認定委員、白岡市環境条例委員会、高齢者虐待委員	【広 報】季刊誌(年1回) 【会員数】78人 【設 立】1969年 【運 営】総会(年1回)役員会(月1回)

越谷市消費生活研究会 会長 中村 千代子	〒343-0026 越谷市北越谷 2-26-23 TEL・FAX 048-975-8302
【活動】 ①消費者月間記念講演会(越谷市共催) ②埼玉県消費者大会 ③環境講演会&エコ・コンサート ④市民まつり参加(アンケート調査・消費者被害について) ⑤講演会&寸劇(埼玉消費者被害をなくす会 共催) ⑥NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会	
【行政の審議会等の参加】 越谷市消費者保護委員会、消費生活センター 運営委員会、越谷市商工対策委員会、市民まつり実行委員会、越谷市環境推進市民会議	【広 報】 会報「きくだより」 【会員数】 13人 【設 立】 1979年6月 【運 営】 総会(年1回)、役員会(年10回)

さいたま市消費者団体連絡会 代表 久慈 美知子	〒339-0056 さいたま市岩槻区加倉 1-8-13 TEL・FAX 048-756-9670
【活動】 ①2011年度県内消費者団体交流会参加(6/2) ②消費者被害防止街頭キャンペーン(10/5) ③第47回埼玉県消費者大会参加(10/13) ④第11回さいたま市消費生活展「あなたも私もみんな消費者～共に考えようこれからのくらし～」(10/16) ⑤新宿区消費生活展見学(1/13) ⑥学習会「消費者運動の歴史と将来～地域市民活動や社会的企業との関わり～」講師：青山侑氏(3/29) ⑦平成24年度さいたま市消費者フォーラム「The 食」記念講演：小泉武雄氏、午後交流会「さいたま市の地産地消」(5/25) その他、消費者被害をなくす会総会・講演会、消費者大会プレ学習会、関東農政局との懇談会、埼玉県食品安全局との懇談会、食の安全オンブズ会議、	
【行政の審議会等の参加】 さいたま市消費生活審議会、さいたま市食の安全委員会、埼玉県食肉公正取引協議会、さいたま下水道事業審議会	【広 報】 http://www.ever.green.ne.jp/shodanren/index.html 【会員数】 9団体 【設 立】 1999年4月 【運 営】 総会(年1回)、定例会(月1回)

所沢市消費者団体連絡会 会長 河村 フクエ	〒359-0033 所沢市こぶし町 6-2 TEL・FAX 04-2998-4165
【活動】 ①総会 記念講座：「安全なものが食べたい」 ②消費生活展 パネル展示 「自然エネルギーについて～私たちのできること～」 記念講座 「自然エネルギーについて～実際に稼働・発電中の発電状況に触れて～」	
【行政の審議会等の参加】 所沢市生涯学習をすすめる市民会議、 西部地区消費者団体活動推進世話人会、 NPO 法人埼玉消費者被害をなくす会	【会員数】 5団体 【設 立】 1985年 【運 営】 総会、定例会(月1回)消費生活展実行委員会

埼玉県西部地区消費者団体活動推進 世話人会 代表世話人 星川 一恵	〒350-1124 川越市新宿町 1-1-1 TEL 049-249-4751 FAX 049-247-1091
【活動】 1 定例会（毎月第2金曜日） 2 視察研修（農民連食品分析センター 8月） 3 消費者団体 交流講演会（1月） ・各団体のパネル発表 ・講演会「食の安全・安心～放射能と食の安全」 講 師：NPO 法人食農研センター理事長 滝澤 昭義氏 4 県内消費者団体交流会に参加（6月） 5 県内消費者団体地区別交流会（西部）に参加（1月）	
【行政の審議会等の参加】 なし	【会員数】 13 団体 【設 立】 1984 年 9 月 【運 営】 定例会(月1回)

朝霞市くらしの会 会長 吉田 裕子	〒351-0035 朝霞市朝志ヶ丘 3-12-3 TEL・FAX 048-472-3145
【活動】 ①市助成会事業 消費生活学習会 講演 ②視察研修 ③会員相互の親睦会 ④エコフリーマーケット ⑤食と健康 料理教室 ⑥資源活動としてリフォーム教室	
【行政の審議会等の参加】 朝霞市防犯推進協議会	【会員数】 18 人 【設 立】 1974 年 5 月 【運 営】 全体会(月1回)

新座市くらしの会 会長 柏葉 操	〒352-0011 新座市野火止 4-5-17 TEL090-1693-7416 FAX 048-477-2061
【活動】 ①新座市消費生活展実行委員会（4～7月計7回） ②講演会（年2回） ③NO ₂ 測定実施 ④講座「新座の観光ボランティア」「シンプルマジック整理整頓術」「金融商品」 ⑤手作り講習「めがねチェーンの作成」「リフォーム・着物からおひなさま」 ⑥調理実習「エコ・クッキング」 ⑦視察研修「坂戸無洗米工場」他	
【行政の審議会等の参加】 新座市商工委員会、新座市社会福祉協議会 新座市民まつり産業部門実行委員会、西部地区消費者団体活動推進世話人会、見直そうゴミ半減推進新座市民会議、廃棄物減量等推進審議会	【会員数】 67 人 【設 立】 1972 年 【運 営】 総会（年1回）、役員会（月1回）

『埼玉県内の市町村における消費生活関連事業調査』概要

2012年10月

第48回埼玉県消費者大会実行委員会

NPO法人埼玉消費者被害をなくす会

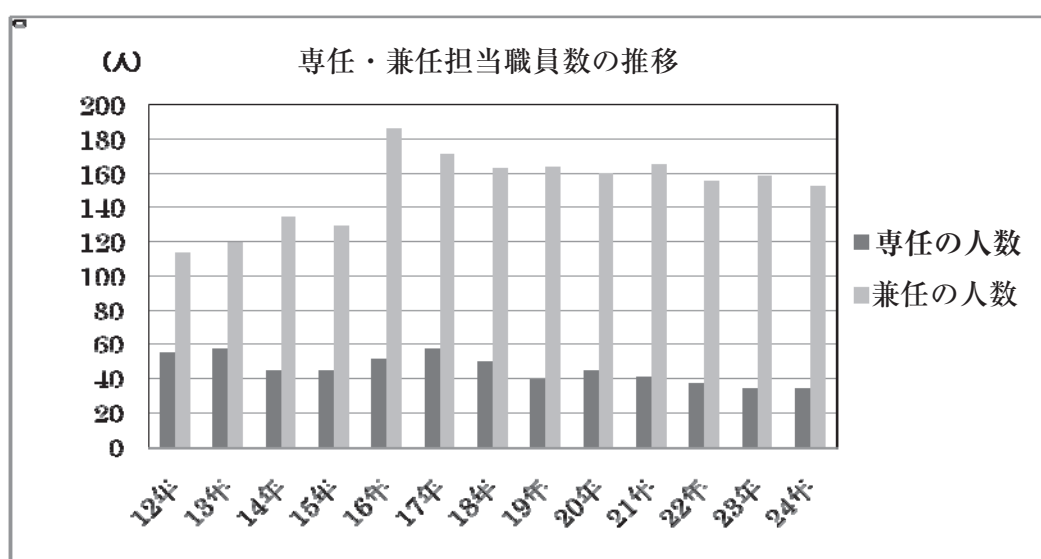
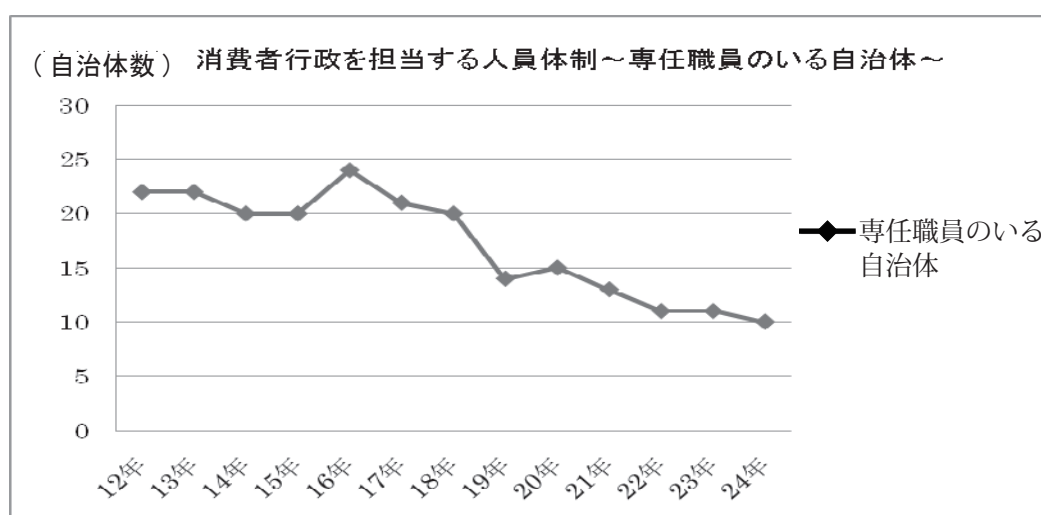
1999年から毎年実施し、今回で14年目の取り組みとなりました。今年度も県内の63の市町村全てから回答をいただくことができました。調査から見てきたことを以下にまとめました。

1. 消費者行政を担当している人員（専任職員・兼任職員）が減少

消費者行政を担当している職員の体制は、専任職員が配置されているのは10自治体と、前年より1自治体減っています。平成14年（2002年）には20自治体で専任職員が配置されており、この10年間で半減しています。兼任のみの自治体は前年と同じ53自治体で、全自治体のうち、84%となっています。

専任職員数は、過去10年間で最も少なかった前年と同数の34人で、うち13人はさいたま市です。

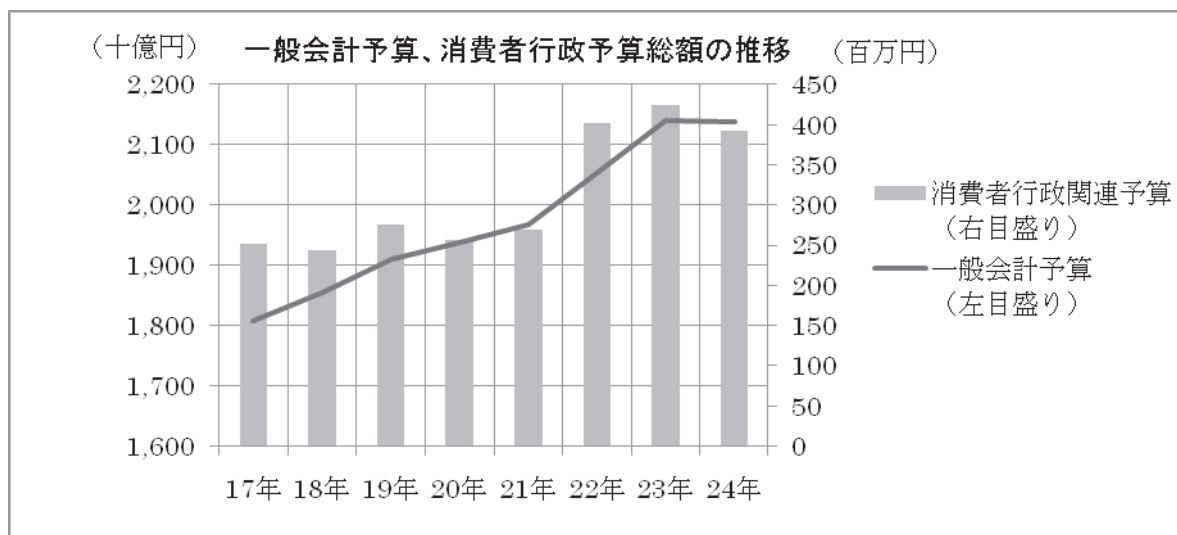
人口20万人以上の都市（9自治体）のうち、草加市に今年度から専任職員が配置されましたが、4自治体で専任の配置がされていません。また、前年と比べ職員数が増加したのは8自治体（+9人）、減少したのは11自治体（△13人）でした。



2. 消費者行政関連予算、一般会計当初予算ともに、前年度より減少した自治体が増えています

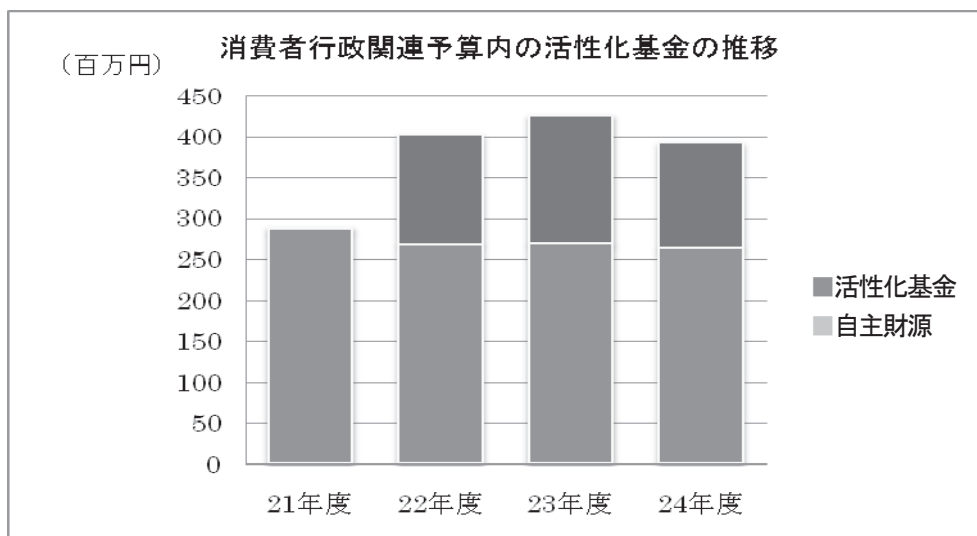
消費者行政関連予算は、前年度は活性化基金の活用で伸長したものの、今年度は前年に比べ37（26市11町村）の自治体で減少しています。予算合計の前年比は全体で92.3%（39市合計では91.0%、24町村108.6%）となっています。消費者行政関連予算が1,000万円以上の自治体は9自治体（前年11）と減少しました。市における消費者行政関連予算の減少が顕著となっています。一般会計予算も36（21市15町村）の自治体で減少し、一般会計予算の減少率以上に、消費者行政関連予算が減少しているのは35自治体となっています。

消費者行政関連予算に占る、相談員の人件費の比率が50%以上だったのは48自治体（前年42）、25%以上50%未満だったのは7自治体（前年14）と、相談員の人件費の割合が増加しています。



3. 活性化基金終了後の課題

消費者行政関連予算のうち、活性化基金を除く自主財源の比率は全市町村の平均で67.1%（前年63.3%）でした。活性化基金は消費者教育・啓発に効果があったと回答した自治体は約8割でしたが、うち6割の自治体が平成25年の活性化基金終了後は活性化基金前に戻す、または見通しがたっていないと回答しています。さらに、消費生活センターの拡充や相談員のレベルアップに関して、効果があったと回答した自治体のうち、活性化基金に替わる財源の確保に見通しがある自治体は半数にとどまっています。一般会計予算、消費者行政予算が減少する中、いかに財源を確保するかが最大の課題となっています。



平成 24 年度（2012 年）までの活性化基金の効果及び、25 年度以降の予定について

（自治体数）（ ）内全自治体比

	24 年までの効果	25 年度以降の予定の欄に記入があった自治体数		
	効果あり	予定している場合、財源の確保など具体的な内容あり	活性化基金前に戻す見通しがたっていない	その他
消費生活センター設置、拡充	40 (63.5%)	18 (28.6%)	18 (28.6%)	4 (6.3%)
相談員レベルアップなど	40 (63.5%)	21 (33.3%)	17 (27.0%)	3 (4.8%)
消費生活相談員の報酬増額・処遇改善	19 (30.1%)	13 (20.6%)	6 (9.5%)	0
消費者教育啓発活性化	49 (77.8%)	15 (23.8%)	28 (44.4%)	3 (4.8%)
備品購入など	39 (61.9%)	9 (14.3%)	26 (41.3%)	2 (3.2%)
消費者団体の人材育成や活動支援	1 (1.6%)	1 (1.6%)	1 (1.6%)	0

4. 消費者団体の育成の重要性

地域で活動している消費者団体への補助金制度は、35 自治体（前年 34）で行われています。補助金を受けているのは 49 団体（前年 54）でした。

消費者団体への支援として情報提供は 35 自治体（前年 17）、講演会などの実施、講師派遣は 23 自治体（前年 28）となっています。平成 24 年 8 月には消費者教育推進法が成立し、自治体が消費生活に関する教育のための施策を実施することが求められています。そのために消費者団体との連携が必要と考えている自治体も複数ありました。

5. 消費者被害防止に向けた地域のネットワークの現状

高齢者の消費者被害防止・救済の取り組みに関わる、消費者行政部門と高齢者福祉部門の連携協議の場があるのは 8 自治体（7.9%）となっています。地域で高齢者を見守っている高齢者福祉の担当者（行政関係者、ケアマネジャー、ヘルパー）への消費者行政部門からの啓発用冊子の配布などの情報提供や、出前講座や研修の開催などは 7 割の自治体（43）で行われています。高齢者福祉部門から消費生活センターへの日常相談や紹介できる場の有無では 20 の自治体で未整備となっており、連携のあり方と整備が課題として浮かび上がっています。

消費者被害の未然・拡大防止に向けて、警察や福祉関係など他機関との連携があると回答した自治体は 40 自治体（前年 51）でした。連携機関との連絡会を開催した自治体は 7 自治体（前年 10）にとどまり、連携していない自治体も 23 にのぼっています。消費者被害の拡大防止へ向けて日常的な連携が求められます。

6. 啓発・情報提供の必要性

広報誌を活用した情報提供は 57 自治体（前年 53）で行なわれています。またパンフレット等の活用が 56 自治体（前年 54）で実施されています。ただし、情報提供は、その情報が本当に必要な消費者に届いていないと考えているとの回答もあり、さまざまな角度からの啓発が求められています。

消費者教育講座（一般対象）の実施は 42 自治体（前年 38）で行なわれました。高齢者を対象とした啓発に加え、若者向けの啓発を予定している自治体も増えていますが、学校との連携も課題となっています。

消費者への啓発や消費者団体の育成の取り組みについて、消費者被害防止サポーター養成講座を有効活用したいと回答した自治体は 5 自治体ありました。消費者が自ら学び、地域で広めていくことも重要な施策であり、自治体の支援が求められています。

7. 消費生活相談機能の状況と課題

相談件数は、架空・不当請求がピークだった平成16年(2004年)を境に減少傾向※1にありますが、依然として高い水準で推移しています。啓発の強化とともに、高齢者福祉部門等とのネットワークの構築など、日頃からの見守りが課題となっています。また、若者からの相談は件数としては減少しているものの、インターネットに関連する被害などは増加しており(平成23年度 埼玉県消費生活相談年報)、若者向けの啓発も求められています。

消費生活センター(相談員がいて週4日以上開設、※PIO-NET※2設置。以下、センター)を設置している自治体は48市町村(前年47)になりました。土、日曜日に相談窓口を開設しているのはさいたま市、鶴ヶ島市の2市でした。

相談窓口の開設が週4日以上でも、相談員がいるのが週2~3日、他の日は行政担当者が対応している3自治体(三芳町、小川町、東秩父村)は、本集計では相談窓口設置としてカウントしています。活性化基金が終了し、消費者行政関連予算が減少すると、相談員を週4日以上配置することがますます困難になることが予想されます。

消費者にとっては、行政区毎に相談窓口が設置されているなど、電話や訪問での相談が便利な環境が求められています。一方、相談員にとっては、相談内容の多様化・複雑化などにより複数の相談員で対応することが望ましいとの声もあります。委託や共同でのセンター設置も、単独でのセンター設置に向けた第一段階としては評価できますが、最終的には全市町村単独での設置が望まれます。埼玉県はセンター設置が全国的に進んでいますが、消費者が相談しやすく、なお、適切なアドバイスを受けられるよう、地域でのセンター、窓口の周知を進めるとともに、ネットワークの構築、連携の充実が求められます。

※1) 平成15年: 42,530件、平成16年: 53,982件…平成22年: 31,805件、平成23年: 31,206件

※2) PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム: 国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる苦情相談情報の収集を行なっているシステム)

8. 調査報告書の活用状況

平成23年度(2011年度)の調査、ランキングをもとに消費者団体などと話し合いを持った自治体はありませんでした。ただし、消費者団体からは、調査をもとに行政窓口を訪れたとの報告も複数あり、認識にずれが生じていることがわかりました。

調査を活用した、参考になったと回答した自治体は17あり、予算編成や企画立案の際に少しずつ活用されてきているようです。

最後に

消費者被害が多様化、複雑化し、年齢層も広がるなか、地域でのネットワークを構築する足掛かりとして、行政と消費者団体などの他団体や他部署との連携が強く求められています。地域において、情報の共有を進め、消費者被害防止などに有効な手段を講じるためにも、他機関と連携した会議開催などが必要だと思われます。また、消費者団体の育成、地方消費者行政の充実強化に向け、市町村における消費者行政担当の専任担当職員の配置は重要であり、体制の強化が求められます。

活性化基金は、消費者教育・啓発や、相談員のレベルアップなどに効果がありましたが、基金の終了する平成25年度(2013年度)以降は見通しがたたない、基金前に戻すという回答が多くありました。相談員の雇い止めの懸念も叫ばれており、基金をなくすのではなく、少なくとも現状を維持した補助の継続が求められています。

BODY+ プラスココロ

花菱のオーダースーツづくりにはココロがあります。



B e style	自分らしく、自分仕様のスーツデザイン。
E ntertainment	ビジネス、フォーマル、オフ。様々なシーン。
S ustainability	いつでも着たい。いつまでも着たい。
P erformance	つくり手の顔が見える安心感。
O ne & only	唯一無二。世界に一つだけの満足。
K indness	身体に優しく、快く。
E njoy	喜びを得る。そして、楽しめること。

花菱縫製株式会社

〒339-8686 埼玉県さいたま市岩槻区笹久保2059
TEL 048-798-4129(代)
<http://www.hanabishi-housei.co.jp/>

HANABISHI

皆さまの心にひとつ 永遠に輝く感動を

この世界でただひとりの人にめぐり合い新しい人生の一步を踏み出すとき。それは、愛や祝福に満ち溢れる特別な瞬間。そして、これまで支えてくれた方々に感謝の気持ちを伝える大切な時間でもあります。そんなしあわせの始まりをおふたりと創り上げ、ともに笑顔や幸福を分かち合えることが私たちの大きなよろこびです。おふたりにとって、そしてゲストのみなさまにとって、いつまでも心に残るひとときをお届けします。



〒330-0062 埼玉県さいたま市浦和区仲町 2-5-1
お問合せは、ブライダルサロン(2F)まで。

TEL.(048)827-1122(直通)

<http://www.royalpines.co.jp/urawa/wedding/>

The Royal Pines Wedding





医療生協さいたま

20th ありがとう健康
つながる笑顔

地域とともに、産み・育み・看とる



医師・看護師・看護奨学生募集中

医療・保健・福祉の幅広いフィールドで一緒に輝きましょう

お問い合わせ先: 医療生協さいたま本部看護部 川口市木曽呂1317

TEL: 048-294-6111(代) e-mail: kangakusei@mcp-saitama.or.jp



LPガスのこと、 お気軽にご相談ください。

安全性はどうなの？

LPガスには
どういう特徴が
あるの？

ガス器具の
交換はどうしたら
いいの？

環境に
やさしいって
本当？

災害時に
強いって
本当なの？

全国どこでも
使えるの？



きっと満足!!
ご相談受付中!

LPガスは、強い火力で料理にうれしい。

LPガスの発熱量は24,000Kcal、強い火力が大きな魅力。火力が強いエネルギーなので料理のプロたちも好んでLPガスを受用。LPガスを使った料理はとておいしく出来上がると言われています。キッチンに立つ奥様の強い味方です。

しかも、環境にやさしい、災害にも強い。

しかも、LPガスは、各家庭へ容器によって供給。どんな場所でも簡単に設置できます。定期的にご家庭に伺い、配送・点検しますので、安全・安心さも格別。環境にやさしい、万一の災害時にも強いなど、たくさんの魅力を備えたLPガス。この機会に、ご検討されてみてはいかがでしょうか。

やっぱり、LPガスがいいね。

埼玉県LPガスお客様相談センター

フリーダイヤル **0120-41-9640**

○ご相談タイム/午前9:00~午後5:00(土・日・祝日は休ませていただきます)



社団法人 埼玉県LPガス協会内

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-2-1・410
エイベックスタワー浦和 オフィス東館4F

pal*system

安全・安心・おいしさを
お届けします。

パルシステムのお米や青果は、
つくる人の顔が見える産直品。

「安全」「安心」「おいしさ」を、
ご自宅までお届けします！



生活協同組合
パルシステム埼玉

サンプルカタログを差し上げます。
お気軽にお問い合わせください。
TEL 0120-860-678
受付 月～金 AM 9:00 ～ PM 8:00



住まいの総合保障はますますパワフルに。
自然災害共済の大型タイプがおすすめです。

ZENROSAINNEWS

火災、自然災害、盗難までワイドな保障

自然災害保障付 火災共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済

予測できない自然災害に備え、より大きな保障を願う
皆さまの声に応じて、自然災害共済の保障額を引き上
げた『大型タイプ』をご用意しました。
火災をはじめ風水害や落雷、地震、盗難などによる損
害を保障する、住まいと家財の総合保障が力強くなり
ました。手頃な掛金で、幅広い保障を実現。
持ち家の方だけでなく、賃貸住宅にお住まいの方も、
いざというとき、しっかりバックアップします。



保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協
として共済事業を営み、組合員の皆さまの
安心とゆとりある暮らしをめざしています。
出資金をお支払いいただいて組合員にな
れば、各種共済をご利用いただけます。

全労済埼玉県本部 (埼玉県労働者共済生活協同組合)

☎048-822-0631

1112B014



いろいろな暮らしがあります。
その暮らしの数だけ、
もっと、それ以上の、「夢」があります。
そんなみなさんの夢をひとつずつ、ひとつずつ、
「カタチ」にしていくお手伝い。
そんなみなさんの夢を
応援していく、
働く人のための金融機関です。



茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨
の店舗でお待ちしております。



中央労働金庫



ろうきんイメージモデル 高垣麗子

あなたのまちの 電気の安全を見守りつづけます



～各種安全講習会のご案内～

関東電気保安協会では、地域の皆さまを対象に電気の安全講習会や子供電気教室を無料にて開催しております。

《一般・主婦向けに》

- ・電気の安全な使い方、危険な使い方
- ・電気を上手に使う省エネ（節電）省マナー など

《小中学生向けに》

- ・DVD アニメによる電気安全・省エネ教育
- ・実験キットや工作キットを使って“電気の不思議なしくみ”体験教室（簡易モーターの作成/果物電池・炭電池の作成 など）

詳細については下記までお問い合わせ願います。



関東電気保安協会 埼玉事業本部

さいたま市中央区上落合 4-10-6

TEL048-856-3051 <http://www.kdh.or.jp>

県内事業所 さいたま/熊谷/越谷/川越/久喜/所沢/秩父

さいたまコープは 毎日の食卓を応援します

コープデリの夕食宅配「舞菜（まいさい）」
（地域限定 さいたま市ほか）



co-opdeli
生協の宅配コープデリ

お申し込み・お問い合わせ

 **0120-15-5216**

買い物代行サービス「あったまる便」
（13店舗）



さいたまコープ

埼玉県さいたま市南区根岸1丁目5番地5号

さいたまコープ

国際協同組合同年

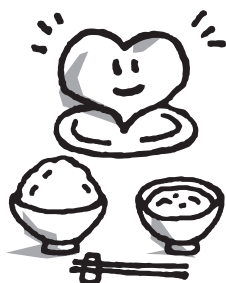
コープフェスタ2012

つなげよう笑顔 つながろう世界と

10月13日・14日 開催

さいたまスーパーアリーナ・けやきひろば

日本を、
食卓から
元気にしたい。



今、コープのやるべきことは、なんだろう。

私たちは、あらためて考えました。

そして、“食卓を元気にする”ことこそ

コープの使命だという、ひとつの答えを出しました。

子ども、大人も集まって、笑って、怒って、時には泣いて、
いろいろあるけれど、みんなが安心できる場所。

家族にとって大切な食卓が、今、さまざまな不安をかかえています。

こんな時こそコープは、ともにくらしをはぐむパートナーとして
頑張らなくてはいけないと思うのです。

食の安全はもちろん、景気の悪化、環境のことなど、
目の前にはたくさん問題があります。

でも、だからこそ、私たちは食卓に元気を届けたいのです。

家族も、生産者も、くらしをともにするすべての人々を
食卓から元気にする覚悟で、頑張ります。



日本を、食卓から元気にしたい。

検索

<http://www.coopnet.jp/anzenanshin/>



いはらきコープ とちぎコープ コープぐんま ちはコープ さいたまコープ
コープとうきょう コープながの コープにいがた コープネット事業連合

住まいづくりは **安心・安全の住宅生協** で

**環境に配慮
省エネ住宅**

**長寿命の家
「明日家」**
あすか

**高齢者・障
害者に優し
い家**

- ◆耐震診断・耐震補強工事 一級建築士による耐震診断・耐震補強設計
- ◆COOPハウス「未来館」 安心をサポートする 高齢者専用賃貸住宅
- ◆新築・リフォーム（増改築、屋根、外壁塗装、内装など）大歓迎
- ◆安全シロアリ消毒

お気軽に
お電話
下さい



さいたま住宅生活協同組合

〒330-0062 さいたま市浦和区仲町 2-10-12

TEL048-835-2801 <http://www.houscoop.or.jp/>

お問い合わせ

0120-502-817

**見積り
無料**



☐ カタログ ☐ チラシ ☐ ハガキ

☐ 名刺 ☐ 社内報 ☐ 文集

☐ 帳票類 ☐ 同人誌 ☐ 自費出版



合同会社 **双信舎印刷**

さいたま市浦和区瀬ヶ崎2-16-10

TEL.048-886-5556 FAX.048-881-0975 mail : sosinsya@f5.dion.ne.jp

(農)埼玉産直ネットワーク協会

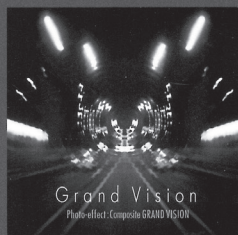
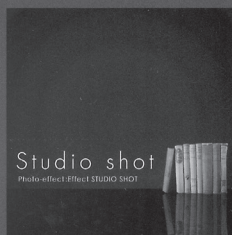
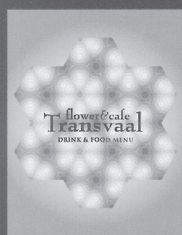


〒347-0006

埼玉県加須市上三俣 1745-1

TEL 0480-44-8167 Fax 0480-44-8168

代表理事 塚田 静男



屋内・屋外看板 / 電気・LED看板 / イベント・各種会館
リメイク・修理・その他 小さな物1点からでも承ります。

御見積もり 無料です

TEL 048-855-4437
FAX 048-852-1936

有限会社 創業明治38年
美術看板工芸 **ヨツヤ**
埼玉県さいたま市桜区下久保 1028-30

主 催 第 48 回埼玉県消費者大会実行委員会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

埼玉県生協連内

TEL 048-844-8971 FAX 048-844-8973
